

第2期

葛城市地域福祉計画

葛城市地域福祉活動計画

【素案】

令和8年3月

葛城市・社会福祉法人葛城市社会福祉協議会

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 地域福祉とは	1
2 計画策定の趣旨	3
3 計画の概要	4
第2章 地域福祉をめぐる葛城市的現状と課題	6
1 市の現況とこれまでの取組	6
2 葛城市における地域福祉の課題	14
第3章 基本的な方向性	15
1 地域福祉推進の基本方針	15
2 基本理念	16
3 活動区域	17
第4章 施策の展開	18
基本目標1 つながり、支え合う「地域」づくり	18
基本目標2 誰もが安心して自分らしく暮らせる「しくみ」づくり	26
基本目標3 地域の未来を創造する福祉の「人」づくり	32
第5章 葛城市成年後見制度利用促進基本計画	38
1 計画の趣旨	38
2 計画の基本的な方向性	40
3 施策の展開	41
第6章 葛城市再犯防止推進計画	44
1 計画策定の趣旨	44
2 計画の基本的な方向性	46
3 施策の展開	47
第7章 計画の推進	49
1 計画の推進体制	49
2 計画の進捗管理	52
資料編	53
1 統計資料	53
2 各種調査結果の概要	61
3 用語集	78
4 葛城市地域福祉計画策定委員会設置要綱	81
5 葛城市地域福祉計画等策定委員名簿	82

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉とは

「地域福祉」とは、地域に住むみなさんが安心して暮らすことができるよう、地域住民や行政、社会福祉関係者・団体等が協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む仕組みのことです。

個人や家族が抱える悩みや困りごとが複雑化・複合化している中で、公的なサービスを利用しないと解決できないこともあります。近隣の助け合いや支え合いで解決できることもあります。

地域福祉を進める上では、自分や家族でできること（自助）、住民同士の助け合いでできること（互助）、制度化された仕組みの中での支え合い・助け合いでできること（共助）、住民同士で解決できない問題を行政等が公的な支援で解決すること（公助）の「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方とともに、それぞれの役割を果たし、連携することが求められます。

◆4つの助（自助・互助・共助・公助）のイメージ



（1）地域福祉をめぐる法令・国の動向

近年は、社会福祉法の改正とともに、コロナ禍における孤独・孤立問題への対応等の、制度改革やアフターコロナも見据えた対策を検討していくことも必要となっています。

◆地域福祉をめぐる近年の国の動向

年	動向	内容
平成 28 年	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定	「地域共生社会」の実現が明記された。
平成 29 年	「社会福祉法」一部改正	包括的な支援体制の整備や分野共通で取り組む項目などが追加された。
平成 29 年	地域福祉計画策定ガイドライン策定	地域福祉計画策定の留意すべき事項や、盛り込む視点等を明示。
令和元年	「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ	包括的な支援体制の構築を推進するために市町村で取り組むべき事業が提案された。
令和2年	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」公布	重層的支援体制整備事業を創設。 (施行は令和3年4月1日)
令和3年	「社会福祉法」一部改正	重層的支援体制整備事業への移行促進のための準備事業等が新設。
令和4年	第二期成年後見制度利用促進基本計画	第一期（平成 29 年）の内容に加え、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実等を推進。
令和4年	「こども基本法」公布	養育、教育、保健、医療、福祉等の領域に関して子どもの権利を総合的に保障。
令和5年	第二次再犯防止推進計画	第一次（平成 29 年）の内容に加え、地域による包摂の推進、再犯防止に向けた基盤の整備を明示。
令和5年	「孤独・孤立対策推進法」公布	孤独・孤立問題に対する総合的な対策の推進・強化。
令和6年	「生活困窮者自立支援法」改正	住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を明示。

（2）県の動向

県では、令和4年度から令和8年度を計画期間として、「奈良県地域福祉計画」が策定され、令和6年度に中間見直しが行われました。この計画では、「全ての県民が尊厳を保持し、地域の一員として包摂され、支え合いながら、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指す」ことを基本理念とし、①包括的な支援体制の整備、②「支え合い」活動の推進、③多様な福祉の担い手づくり、④地域福祉を推進する環境の整備の4つを施策の柱としています。

また、奈良県社会福祉協議会による、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「活動推進計画（アクションプラン）」が策定されました。目標とする地域像として「一人ひとりが大切にされ とともに支え合うまち」を掲げ、『次代につながる豊かな地域福祉実践を共創する』を3年間の活動（アクション）目標としています。

2 計画策定の趣旨

(1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画

① 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、各福祉分野の「上位計画」として位置づけられます。平成12年の社会福祉事業法等の改正により社会福祉法に新たに規定された事項であり、平成30年の社会福祉法一部改正により、市町村における地域福祉計画の策定が任意から努力義務となりました。

② 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、地域福祉計画で定めた地域福祉推進のための方向性や目標を実現するため、社会福祉協議会が主導し、地域住民等が主体となって取り組んでいく地域福祉活動の具体的な内容を決める行動計画です。

両計画が相互に関連し合うことによって、地域福祉の充実した福祉のまちづくりを目指します。



(2) 計画策定の背景

近年の少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化、核家族化や地域における住民同士の社会的なつながりの希薄化などにより、時代と共に地域や家族を取り巻く環境が変化しています。また、老老介護やひきこもり、虐待、子どもの貧困等、福祉分野における課題は複雑化、多様化してきています。

こうした時代の変化の中で、全ての人々が人としてお互いを尊重し、助け合い、支え合いながら自分らしく健康で暮らせる地域社会の実現が求められています。「こども基本法」等の成立により、一人ひとりの権利や尊厳を大切にし、誰もが安心して暮らせる社会を目指されています。

葛城市（以下、「本市」という。）では、令和3年3月に策定した「葛城市地域福祉計画・葛城市地域福祉活動計画」において、「人とかかわりつながることで自分らしく暮らせるまち かつらぎ」を基本理念として地域福祉を推進してきました。また、成年後見制度や福祉サービス等の適切な利用を促進するための計画である「葛城市成年後見制度利用促進基本計画」を前計画と一体的に策定しました。

令和7年度で計画期間が満了することに伴い、福祉の総合的な計画として、「第2期葛城市地域福祉計画・葛城市地域福祉活動計画（以下、本計画という。）」を策定します。また、本計画では「葛城市成年後見制度利用促進基本計画」だけではなく、すべての市民が安全安心に暮らせるように、地域における再犯防止を推進するため、「葛城市再犯防止推進計画」を一体的に策定します。

3 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

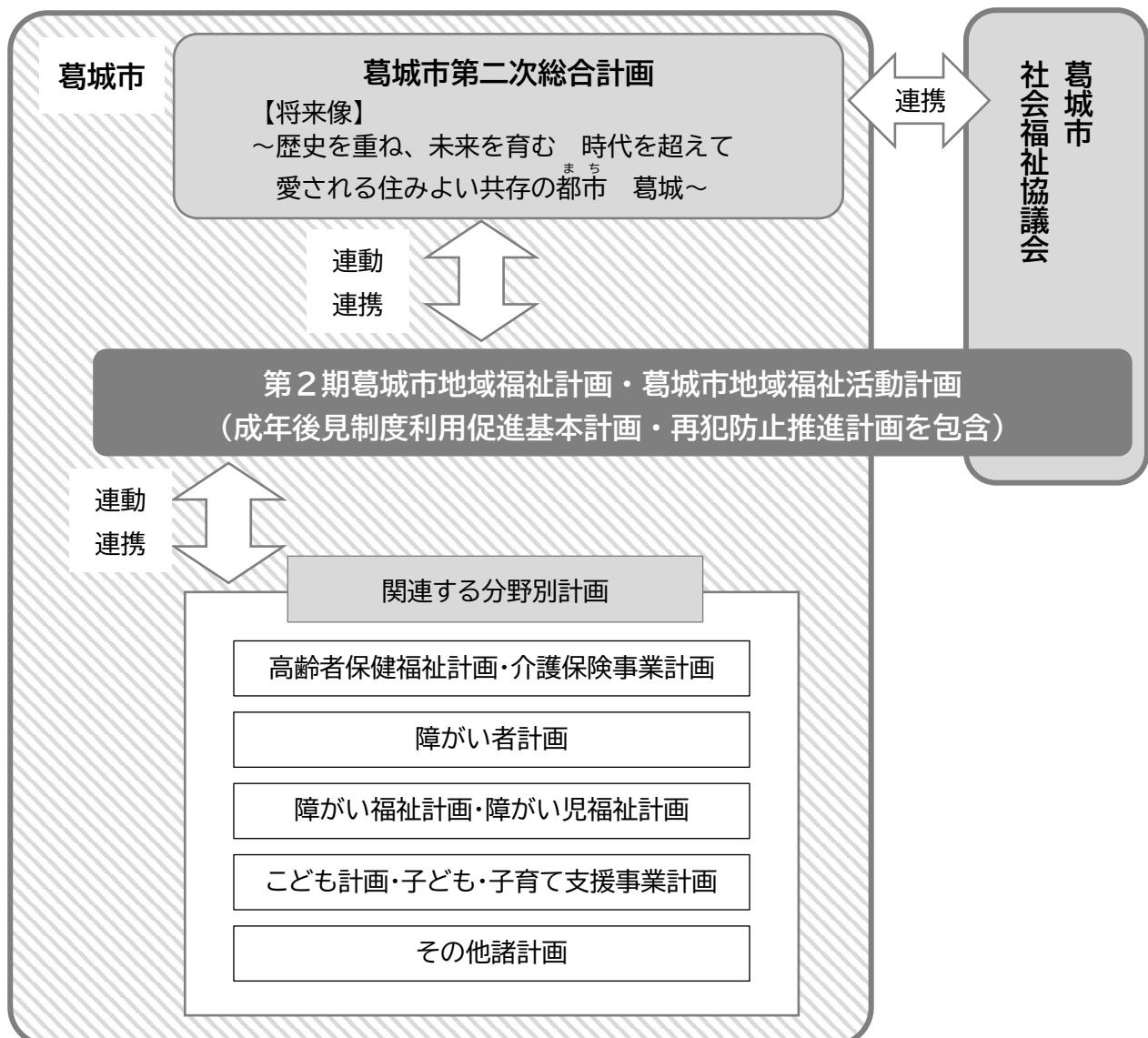
本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」及び社会福祉法第109条に基づき、設置されている社会福祉協議会がつくる「地域福祉活動計画」を一体化した計画です。各福祉計画の上位計画として位置づけていることから、本計画を各福祉計画の基盤として考え、計画の推進を図ります。

また、地域福祉計画と関わりの深い以下の計画と一体的に策定します。

◆ 一体的に策定する計画

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」
- 再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「再犯防止推進計画」

◆ 関連計画との関係



（2）計画の期間

本計画の計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とします。なお、社会情勢等の変化に柔軟に対応するため、計画期間内でも見直しを行うことがあります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
葛城市地域福祉計画 葛城市地域福祉活動計画			第2期				
葛城市総合計画	第二次		第三次				
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	第9期		第10期		第11期		
障がい者計画	現行計画		次期計画				
障がい福祉計画	第7期		第8期		第9期		
障がい児福祉計画	第3期		第4期		第5期		
こども計画・ 子ども・子育て支援事業計画		現行計画・第3期			次期計画・第4期		

（3）計画の策定体制

本計画は、地域福祉団体や市民等から構成される「葛城市地域福祉計画等策定委員会」を開催し、策定しました。

策定にあたっては、市民アンケート調査の実施に加え、地域福祉団体への調査や葛城市役所内の関係部署へのヒアリング、住民ワークショップを実施し、様々なご意見をいただき、その内容を反映して策定しました。

また、地域づくりを広く捉えるためにも、葛城市役所・葛城市社会福祉協議会それぞれが福祉部局以外の部署も交えて、横断的な協議と策定作業の補助を行いました。

第2章 地域福祉をめぐる葛城市的現状と課題

1 市の現況とこれまでの取組

(1) 統計資料からみる現状

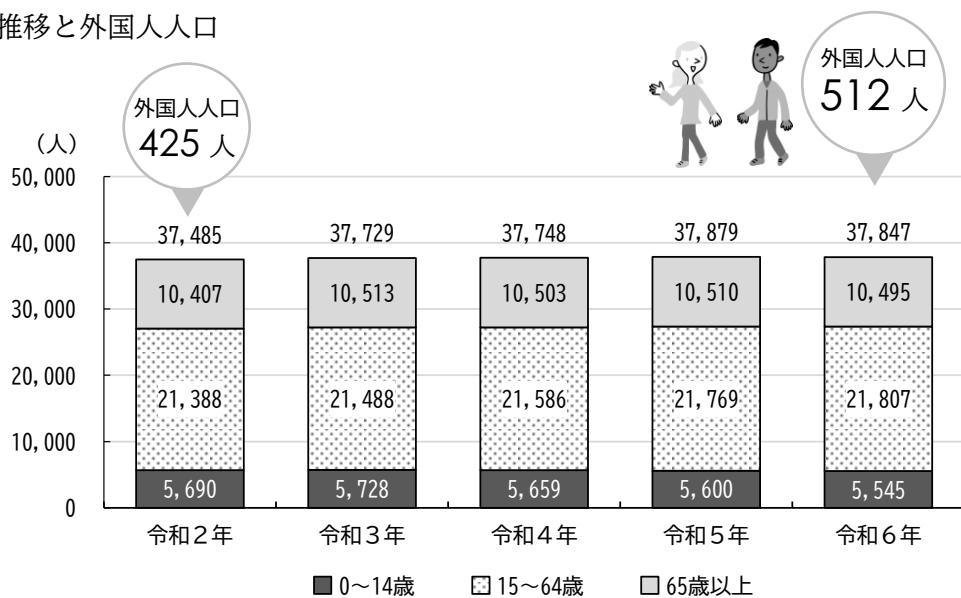
統計資料からみる本市の現状について、概要をまとめました。詳細な統計資料は資料編に掲載しています。

① 人口の状況



- 人口は令和5年まで増加傾向でしたが、令和6年以降は減少に転じておおり、将来的にも減少が見込まれる一方で、外国人人口は増加傾向にあります。
- 0～14歳の子どもの人口は減少傾向にあります。

◆人口の推移と外国人人口



資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

◆人口推計

総人口(現状)

37,675人

令和7(2025)年

総人口(推計)

36,947人

令和12(2030)年

総人口(推計)

36,651人

令和17(2035)年

資料：住民基本台帳（10月1日時点）

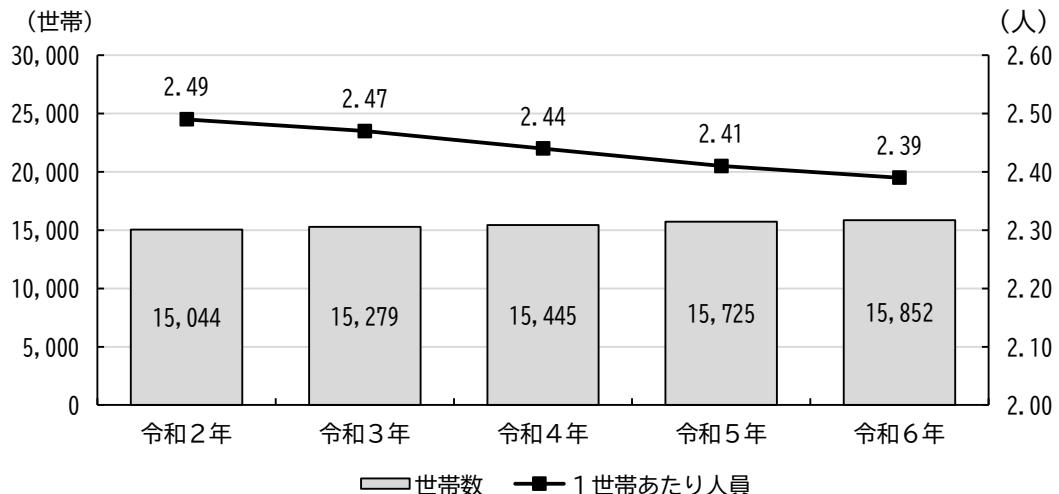
資料：RE S A S（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」に基づきまち・ひと・しごと創生本部作成）

② 世帯数の推移



○世帯数は増加しているものの、1世帯あたりの人数は減少しており、単身世帯の増加や核家族化の進行などが考えられます。

◆世帯数の推移



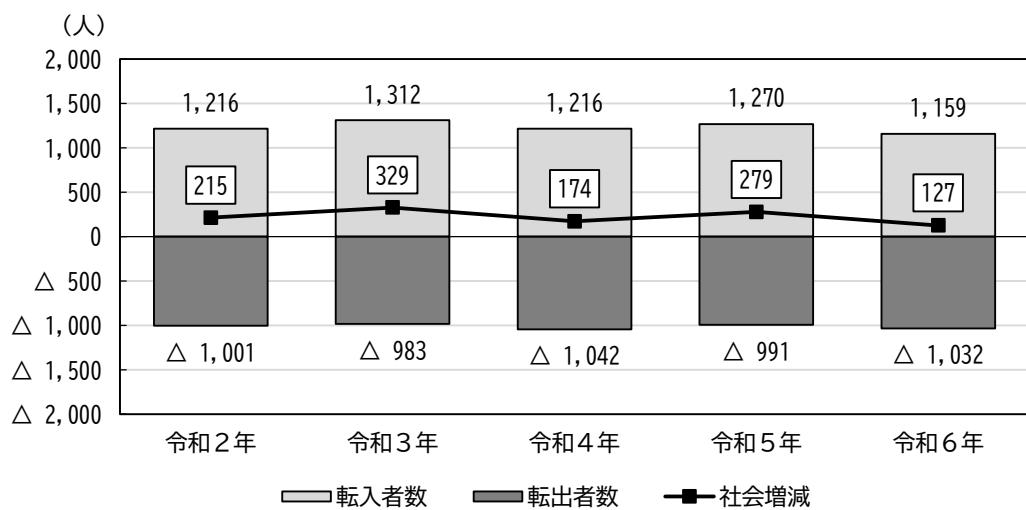
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

③ 転入者数・転出者数の推移

○転入者数が転出者数を上回る社会増の状態が続いています。
○令和5年までの人口増は、社会増が要因と考えられます。



◆転入者数・転出者数の推移



資料：奈良県推計人口調査（各年10月1日時点）

④ 支援を必要とする人の状況



- 要支援・要介護認定者数、障がい者手帳所持者数ともに増加傾向にあります。
- 生活保護世帯数は、令和2年度以降減少が続いていましたが、令和6年度に増加に転じています。

◆要支援・要介護認定者数の推移

1,908 人
令和2年度(2020)



2,134 人
令和6年度(2024)



※約 65 歳以上の方

資料：介護保険課（各年度3月末時点）

◆障がい者手帳所持者数の推移

2,051 人
令和2年度(2020)



2,182 人
令和6年度(2024)



〈身体障がい者手帳〉

令和2年度(2020)
1,369 人
↓
令和6年度(2024)
1,315 人

〈療育〉

令和2年度(2020)
383 人
↓
令和6年度(2024)
465 人

〈精神〉

令和2年度(2020)
299 人
↓
令和6年度(2024)
402 人

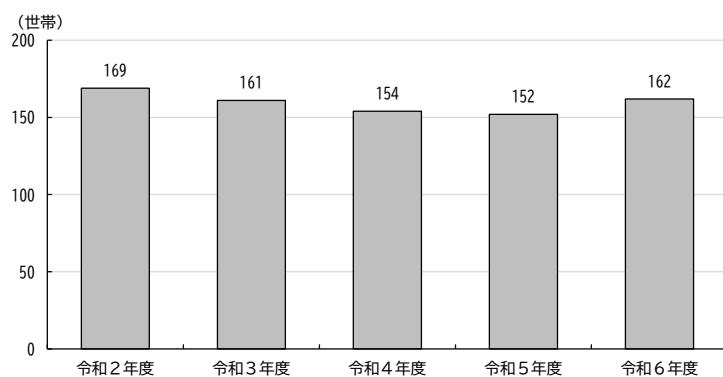
資料：社会福祉課（各年度3月末時点）

◆生活保護世帯数の推移

152 世帯
令和5年度(2023)



162 世帯
令和6年度(2024)



資料：社会福祉課（各年度3月末時点）

(2) 地域福祉に関するこれまでの取組

本計画では「人とかかわりつながることで自分らしく暮らせるまち かつらぎ」を基本理念に、3つの基本目標を設定し、基本理念の実現に向けて取り組んできました。以下に、アンケート調査、関係団体調査、施策評価の結果を基本目標ごとにまとめています。

基本目標1

一人ひとりを支える地域づくり（地域福祉計画）

地域住民と関係機関が一緒になって「一人ひとりを支える地域づくり」を目指します。

みんなで築く（気づく）つながりある地域（地域福祉活動計画）

住民同士の顔が見える関係づくりの促進や、地域福祉団体等が連携できる体制を整えることを目指します。

- 基本施策1 みんな顔の見える関係づくりの推進
- 基本施策2 地域での孤立をなくす取組の実施
- 基本施策3 福祉に関する情報発信や知る機会等の充実
- 基本施策4 SOSを発信しやすい環境づくりの推進



アンケート調査



関係団体調査



施策評価

地域コミュニティの希薄化が進行

- 近所付き合いの程度について、「あいさつをする程度」が4割を超え、最も高くなっています。
- 地域の人々がお互いに支え合い、助け合っていると感じるかについて、『感じていない』が約4割となっています。
- 隣近所に存在する家庭について、「わからない」と回答した人が1割台半ばとなっています。
- 福祉に関する情報の入手先は、「市等の広報」が4割台半ばと多くなっています。

他団体や行政との連携が必要

- 地域にどのような世帯があるのか把握が困難であり、関わり方も難しい状況です。
- 世代や立場を超えたあらゆる人達の地域交流の拠点として、魅力のあるサロンづくりを進めていくためには、他団体との連携、協力が必要となっています。
- 活動の中で感じられる団体としての課題や問題点として、情報が必要な人に届きにくいうことが挙げられており、広報誌等を活用した団体の活動内容の周知等、行政とのさらなる連携が求められています。

情報提供体制の強化が必要

- 一人暮らし高齢者の見守り活動や、子育て・障がいのある人に関する各種相談支援を進めています。
- 孤独死防止や孤立の早期発見に特化した市民全体への広報・啓発が不足しています。
- 社協の広報誌発行やSNS開設により、幅広い世代への福祉情報の伝達に努めています。
- 情報発信の量と多様性は確保されつつあり、ニーズに応じた情報提供体制のさらなる強化が必要です。
- 生活困窮者への支援では、各課との連携や柔軟な対応が必要です。

- ・ 地域のつながりは、住民の暮らしやすさや安心感につながるため、誰もが日ごろから身近な地域とのつながりを感じることのできる仕組みが必要です。
- ・ 地域で活動する様々な団体の横のつながりが必要です。
- ・ 必要な人に必要な情報を確実に届けることができるよう、情報提供体制のさらなる強化が必要です。

基本目標2

共生の文化が広がる地域づくり（地域福祉計画）

様々な取組を行う地域住民や福祉関係者らによるネットワークにより、「共生の文化が広がる地域づくり」を目指します。

みんなでつくる安心で魅力ある地域（地域福祉活動計画）

気軽に相談できる場を整えるとともに、防災・防犯等の有事の際の対策もあわせて整えることを目指します。

- 基本施策1 地域福祉を担う仲間づくり
- 基本施策2 身近な相談支援ネットワークの構築
- 基本施策3 災害時にひとりも取り残さない取組の推進
- 基本施策4 誰もが安心して暮らせるしくみづくり



アンケート調査



関係団体調査



施策評価

相談体制の充実が必要

- 福祉を充実させるうえで優先して取り組むべき施策については、「身近な地域で気軽に相談できる体制づくり」が、社会福祉協議会が充実すべき事業としては、「福祉にかかわる相談」が最も高くなっています。
- 困りごとがあるときの相談相手は、「家族」が約8割と高くなっている一方、「どこに相談したらよいかわからない」「相談する人や場所がない」と回答した人も一定数存在しています。
- 災害時の備えとして重要な取り組みは、「危険な箇所の把握」に次いで「日頃からのあいさつ、声かけやお付き合い」が高くなっています。
- 再犯の防止等の推進に関する法律について、「知っている」と回答した人は約1割に留まっています。

人材不足が課題

- 活動の輪を広げていくために必要なこととして、地域活動では「活動に関する情報を積極的に発信する」「気軽に相談できる窓口を設置する」、ボランティア活動では「若い世代への参加を呼びかける」「活動に関する研修や講習会を開催する」が多くなっています。
- 若い人にも活動に興味・関心を持ってもらえるような広報活動やイベントの開催が必要となっています。
- 活動の中で感じられる団体としての課題や問題点として、会員の高齢化や協力者、後継者の不足、参加者の固定化等が多く挙げられています。

相談体制の構築が進む

- ボランティア入門講座や”ぼらんていあマップ”作成、小中学校での福祉教育出前講座等を通じて、人材育成と意識醸成に努めています。
- 子育て支援におけるボランティア稼働件数の少なさや世代間交流事業の参加園の減少と固定化、福祉教育出前講座が単発依頼に留まることなどが課題となっています。
- 子育て、生活困窮、高齢者、障がいに関する相談支援において、関係機関と連携したワンストップ化や総合相談体制の構築を進めています。
- 市内事業所と連携した専門的な相談窓口の開設、公式SNSを活用した個別ニーズの相談体制構築などが課題となっています。
- さらなる地域防災力の強化や消防団員の維持、災害ボランティアの育成・訓練の継続が必要です。

- ・誰もが活動に参加しやすくなるようなきっかけづくりや、幅広い世代が活動できる仕組みづくりが必要です。
- ・各種媒体を活用した地域活動やボランティア活動に関する情報提供の充実が必要です。
- ・地域で個別に相談できる体制の整備や、市や社会福祉協議会における相談窓口の充実など、ニーズに応じた相談支援体制の強化が必要です。

基本目標3

まちづくりに広がる地域づくり（地域福祉計画）

地域住民の主体的・積極的な姿勢と福祉以外の分野との連携・協働による「まちづくりに広がる地域づくり」を目指します。

みんなで考える未来の地域（地域福祉活動計画）

福祉教育を充実させるとともに、将来を担う人材の育成を行い、本市の地域福祉の未来を考える環境を整えることを目指します。

●基本施策1 社会参加を通じた、愛着のある地域づくりの推進

●基本施策2 オンラインを活用した情報発信とコミュニティ形成の支援の実施

●基本施策3 誰もが自分らしく暮らせる地域づくりの推進

●基本施策4 地域の未来を支える多様な担い手づくり



アンケート調査



関係団体調査



施策評価

地域活動への参加促進が必要

- 地域活動への参加状況について、『地域の清掃活動』では「参加している」が約5割となっている一方、『防犯活動』『防災活動』『ちょっとした困りごとを支え合う活動』では「参加したことはなく、今後も参加の予定はない」が5割を超えています。
- 地域活動を知ったきっかけは「自治会等団体の呼びかけ」、よかつたことは「新たな人とのつながりができた」が最も高くなっています。
- 地域活動の担い手づくりのために必要なこととして、「団体や活動の紹介」が最も高くなっています。
- 地域福祉を充実させていくうえでの住民と行政との関係について、「住民も行政も協力し合い、ともに取り組むべきである」が4割を超え、最も高くなっています。

情報共有や活動への支援が必要

- 他団体との情報交換、情報共有の機会づくりが求められています。
- 活動の中で感じられる団体としての課題や問題点として、会員の高齢化や協力者、後継者の不足、参加者の固定化等が多く挙げられています。(再掲)
- 世代や立場を超えたあらゆる人達の地域交流の拠点として、魅力のあるサロンづくりを進めていくためには、他団体との連携、協力が必要となっています。(再掲)
- 地域での支え合いが積極的に行われるため行政がすべきこととして、住民への情報発信や啓発のほか、団体への助成金や運営資金等、経済的な支援を求める声が多くなっています。
- コロナ禍以降、感染症対策に配慮して活動を再開しており、オンライン等の新たな手段ができた一方、対面での交流を改めて重視する声もあります。

若い世代へのアプローチが必要

- 広報誌やインターネット、SNS等を活用し、動画配信等によって、地域の活動紹介や地域の魅力に関する様々な情報発信を行っています。
- 世代間交流事業において、コロナ禍以降、参画してくれる施設等が減少している点等が課題となっています。
- 社協は公式SNSを開設し情報発信を強化しています。
- 人権啓発のさらなる市民啓発と他課連携、認知症当事者からの本人発信支援、障がいについての理解促進などが課題となっています。
- 小学生体験学習はコロナ禍以降中止されており、中高生向けまちづくりワークショップも実施できていないことが課題となっています。

- ・地域福祉の担い手の確保・育成に向け、地域で活躍する団体等への支援や福祉教育の充実が必要です。
- ・地域課題が複雑化しており、地域の実情を把握するための情報共有が重要です。
- ・地域の一体感を育むための多世代交流の促進や地域の交流拠点の魅力向上が必要です。

成年後見制度利用促進基本計画



アンケート調査



施策評価

成年後見制度の認知度は低い

□成年後見制度について、「言葉は聞いたことがあるが、制度のことは知らない」「言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない」と回答した人は、それぞれ 34.0%、22.5% となっています。

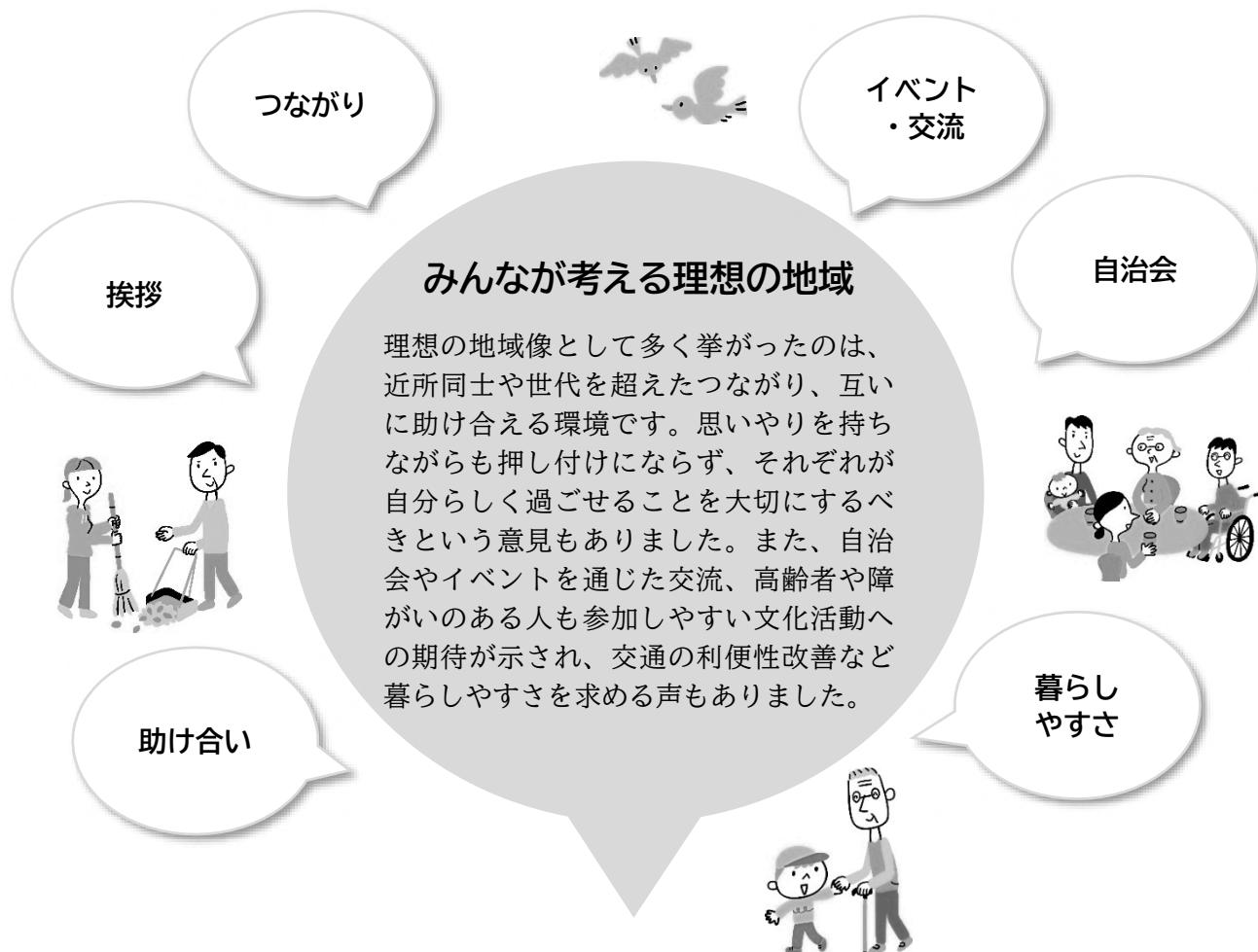
地域連携のネットワーク構築に課題

- 専門職への積極的な普及啓発が不足していることが課題となっています。
- 成年後見制度の報酬助成対象を、本人・親族申立の低資産者にも拡大しました。
- 国の求める本人・親族申立時の費用助成については、まだ十分にできていない点が課題となっています。
- 地域ケア会議で成年後見制度の必要性を検討し、市と社協で研修や法人後見委託のケース連携を深めました。
- 成年後見制度の中核機関等の設置や、進捗管理・コーディネート体制の構築が課題となっています。

- ・成年後見制度について、制度のさらなる普及・啓発が必要です。
- ・判断能力が不十分な人や支援を必要とする誰もが、適切に制度を利用でき、住み慣れた地域でその人らしく暮らせるよう、本人及び後見人等を支援する地域連携のネットワークを構築するなど、権利擁護に関する取組のさらなる充実が必要です。

(3) 市民ワークショップからの声

葛城市地域福祉計画等策定に向けて、地域住民の意見を反映するためのワークショップを開催しました。ワークショップを通じて出た意見をキーワードとしてまとめています。



理想の地域に必要なこととして、子どもから高齢者まで世代を超えた交流や支え合いを進め、孤立を防ぐ仕組みづくりが求められています。自治会や子ども会など日常的につながれる場やイベントを求める声も多く、非常時の助け合いやバリアフリー環境の整備、安全で快適に暮らせる地域づくりへの期待も示されました。

〈求められる施策〉

- 地域の拠点づくり
- 互助・支え合いの仕組みづくり
- 安心して暮らせる環境整備
- 世代間交流の推進
- 地域活動の支援施策

2 葛城市における地域福祉の課題

（1）近所付き合いの変化と支え合いの環境

地域の中には、子どもから高齢者まで様々な人が暮らしています。生活習慣や価値観の多様化をはじめ、核家族化により、地域住民相互の社会的なつながりが希薄化している一方で、虐待や孤独・孤立等の防止のため、日頃からの近所付き合いや地域の見守りは非常に大切です。

アンケート調査の結果では、近所付き合いの程度について「あいさつをする程度」と回答した人が4割を超えて最も多くなっている一方で、災害時の備えとして重要な取り組みについては「危険な箇所の把握」に次いで「日頃からのあいさつ、声かけやお付き合い」が高くなっています。また、市民ワークショップでは、理想の地域像として「近所同士や世代を超えたつながり、互いに助け合える環境」が多く挙げられています。

地域を基盤とした人と人とのつながりを育み、助け合い、支え合いながら同時に過度に干渉せず、個人を尊重した『新しい』向こう三軒両隣の構築に向けた、幅広い分野での地域交流の促進や地域の拠点づくり等が必要です。

（2）地域福祉の担い手の確保と育成

地域福祉を推進するためには、行政のみならず、地域住民や担い手となる団体の活躍が必要不可欠です。

関係調査の結果によると、本市においても会員の高齢化や担い手不足が大きな問題となっており、人材の確保と育成は急務となっています。

地域に住む一人ひとりが福祉に关心を持ち、理解を深めることは、福祉にとどまらず、地域社会の持続性からも重要であることから、幅広い世代を対象とした地域福祉の普及啓発活動の展開や参加へのきっかけづくりのほか、次代の育成のための福祉教育の充実が必要です。

（3）包括的支援体制の強化

少子高齢化を起因とした福祉課題の複雑化は、今後ますます顕著化する可能性があります。単独世帯の増加や地域の関係性の変化など、地域で支援を必要とする人が把握しにくくなっています。

アンケート調査の結果では、地域に存在する家庭について「わからない」と回答した人が一定数存在しており、地域内の状況も把握できていない環境になっている可能性があります。

誰もが必要な情報を得られ、気軽に相談できるよう、また、支援を必要とする人が必要な時に支援を受けられるよう、地域で活動する団体等と連携し、包括的支援体制のさらなる強化を図る必要があります。

第3章 基本的な方向性

1 地域福祉推進の基本方針

（1）地域共生社会の実現

人口減少や少子化、核家族化、さらには生活困窮・孤立化など、人々の生活様式の変化やそれに伴う生活課題が複雑化する中、地域や家庭、職場という多様な生活領域において、互いに支え合う基盤体制の弱体化が課題となっています。

このような社会構造や暮らしの多様化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割り構造や「支え手」と「受け手」という関係を超えて、すべての市民が福祉の受け手であると同時に、担い手でもあるという認識を持つことが求められています。市民一人ひとりが「サービスを受けるだけの福祉」から「自ら携わる福祉」へと意識を変え、地域住民が主体となった「地域共生社会」の実現を目指します。

（2）福祉のまちづくりの推進

市民自らが地域に关心を持ち、人と人とのつながりをつくっていくこと、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人、子育て中の家庭等、支援を必要としている人々を地域で見守る等、日常的な支え合いが自然に生まれる福祉のまちづくりを推進します。

（3）地域福祉計画と地域福祉活動計画の連携

地域力の強化を図る観点から、地域福祉計画と地域福祉活動計画との連携は重要であり、地域福祉活動計画との一体的な策定を行います。

地域福祉活動計画は、地域福祉計画と連携し、社会福祉協議会をはじめ、地域住民や地域福祉団体等とともに地域福祉の推進を行うにあたっての具体的な施策を位置づける計画です。地域福祉活動計画では、各施策の体系に沿って市社会福祉協議会と地域住民等が地域福祉について考え、共有し合い、活動に移すことを施策に盛り込み、計画の確実な実施を図ります。

（4）多様なつながりを活用した地域福祉の推進

新型コロナウイルス感染症拡大を経て、社会は感染症リスクと共存しながら暮らす段階へと移行しました。現在も地域とのつながりの希薄化、孤立の影響が残り、中止・縮小された活動や取組がある一方で、感染症対策を行いながら再開した活動もあり、オンライン等の新たなつながり方も生まれました。また、対面での交流や地域活動の大切さを改めて実感する声もあります。今後は、多様なつながりを活用した地域福祉の推進手段を提案し、孤立防止や担い手づくりにつなげます。

2 基本理念

本市では、葛城市第二次総合計画において「歴史を重ね、未来を育む 時代を超えて愛される住みよい共存の都市(まち) 葛城」を将来像として掲げています。

また、地域福祉計画では、地域の実情や生活課題等を踏まえながら「目指すべき地域の姿」を明確にした上で、地域共生社会の実現に向けて目標を設定し、体制・組織、しくみや社会資源の整備を定め、計画的に進めることができます。

前回計画では、総合計画の将来像を踏まえるとともに「目指すべき地域の姿」を実現するため、「人とかかわりつながることで自分らしく暮らせるまち かつらぎ」を基本理念に掲げ、地域の支え合いを重視し、地域福祉を推進してきました。

本市が目指す地域福祉のあり方の方向性を示す普遍的な理念であることから、本計画においても前回計画の基本理念を継承し、地域共生社会の実現に向けて、地域における支え合いを基盤とした取組を推進します。

人とかかわりつながることで
自分らしく暮らせるまち かつらぎ



3 活動区域

地域福祉を効果的に推進するため、地域福祉の推進の基礎となる活動区域を設定し、活動区域ごとの機能や役割を明確にすることで、地域住民が相互に交流を図ることができるベースづくりを行います。

◆活動区域のイメージ



第4章 施策の展開

基本目標1 つながり、支え合う「地域」づくり

人と人とのつながりを育み、助け合い、支え合う地域づくりに向けて、地域の見守りや交流の輪を広げるとともに、福祉情報の発信や共有を図り、誰もが相談しやすい体制の整備を推進します。

基本施策1 地域のつながりづくりと見守りの推進

市全体の方向性

地域コミュニティの希薄化が進行する中で、地域で暮らす一人ひとりが孤立しないためにも、プライバシーを尊重しつつ、互いに顔の見える関係づくりを進めることができます。

「あいさつ」や「声かけ」というのはいわば思いやりであり、人間関係をよくする第一歩になります。そのため、あいさつ運動を通してコミュニケーションを図ったり、ラジオ体操やウォーキングを通して交流を図ったりするなど、地域の中で顔の見える関係づくりを進めていきます。



【市民ワークショップ】

理想の地域像として、近所同士や世代を超えたつながり、互いに助け合える環境のある地域が挙げられました。

取組方針

市民が取り組めること

- ・自ら進んであいさつをする。
- ・日常のお付き合いから、相手を思いやり、地域（隣近所）の異変に気づく力を持つ。
- ・プライバシーを尊重し、過度な干渉は控える。
- ・日頃から気軽に相談ができる相手を見つけておき、困りごとの相談ができるようになる。
- ・心配ごとがあれば自分だけで抱え込まず、早い段階で相談をするよう心がける。

地域が取り組めること

- ・地域ぐるみでのあいさつや声かけを実施する。
- ・毎日続けられるラジオ体操やウォーキング等を通じて交流機会をつくる。
- ・新たに地域へ転入してきた人に、積極的な声かけをする。
- ・「助けて」を言える関係性を構築できるよう、地域内で顔が見える関係づくりを促す。
- ・地域で気になる人に気づき、そのことで話し合う場づくりを行う。

① 子どもたちと地域の方々とのあいさつ運動の推進

朝8時、午後3時、5時に互いに声かけを行うとともに、子どもたちの見守り活動を行います（835運動の推奨）。

また、市の広報誌やホームページ等を利用して、835運動のさらなる周知・啓発に努めます。

② 地域のつながり、居場所づくりの推進

地域福祉団体や社会福祉協議会と協力し、生活支援体制整備事業や一般介護予防事業等への取組を強化し、地域のつながり、居場所づくりの推進を図ります。

③ ひとり暮らし高齢者等の見守り活動等の充実

地域におけるひとり暮らし高齢者等の世帯に対する見守り活動等を民生委員・児童委員と連携して行い、支援の必要な人には適切なサービスへの接続を行います。

また、制度の狭間に陥った方々の包括的な相談支援を実施し、悩みごとを抱えている世帯の支援体制を整えます。

孤独死防止や孤立の早期発見のために、普及・啓発を行います。

① 地域における集いの場の推進

地域住民が主体となって自主的に運営し、高齢者や子育て中の親子等が地域で孤立することなく、住民の誰もが気軽に集えるふれあい・いきいきサロンの活動を推進し、仲間づくりの輪を広げ、生きがいづくりや社会参加の場づくり支援を行います。

② 住民相互の交流や介護予防の推進を図る

住民相互の助け合いや交流の輪を広げ、ともに支え合う地域社会づくりを進めるため、参加者の生きがいや健康づくりの支援を行うとともに、介護予防の普及・啓発を目指します。

③ 地域における多様な社会資源の創出及び住民活動の支援

生活支援コーディネーターを中心に、地域住民や関係者とのネットワークづくりを進め、地域資源の把握や課題共有を行います。協議体の運営や研修・ワークショップ等を通じて、地域で協働する基盤づくりに取り組み、支援が必要な人と資源を結びつけます。

④ 地域の気になる人を早期に発見するしくみをつくる

ご近所さんやちょっと気になる人の困りごとの情報を収集し、解決に向けたお手伝いのきっかけとして、「あの人気がちょっと心配・・・」、「どこに相談したら良いかわからない・・・」といった声に対応します。

⑤ 地域まるごと支え合い活動の推進

地域の様々な暮らしの困りごとが増加する中、住民と一緒に地域をくまなく訪問、調査し、それを解決すべく地域の支え合い活動を立ち上げていきます。

⑥ 高齢者が地域で安心して暮らせるよう見守り体制を整える

ひとり暮らし高齢者に配食サービスを行うことにより、安否の確認と健康の増進を図り、地域社会とのつながりを感じてもらうとともに、健康で自立した生活を支援します。

⑦ 地域における集いの場の推進

地域住民が主体となって自主的に運営し、高齢者や子育て中の親子等が地域で孤立することなく、住民の誰もが気軽に集えるふれあい・いきいきサロンの活動を推進し、仲間づくりの輪を広げ、生きがいづくりや社会参加の場づくり支援を行います。

⑧ 多様な世代・組織がつながる交流の場の創設

こども食堂（地域食堂）等を通じ、転入してきた人や子育て世代等、多様な世代の住民が交流できる機会を創出し、地域に広げていきます。

基本施策2 福祉に関する情報発信や知る機会等の充実

市全体の方向性

地域に暮らす人、一人ひとりを支えるためには、皆が福祉に対する興味・関心を持ち、正しい情報を入手することが求められます。

そのため、行政や社会福祉協議会が行う情報発信をいち早くキャッチするとともに、地域においてもその情報を共有し、広く周知していきます。



【アンケート調査】

福祉に関する情報の入手先は、「市等の広報」が4割台半ばと多くなっています。

取組方針

市民が取り組めること

- ・行政や社会福祉協議会が発信している情報に関心を持つ。
- ・福祉に関する情報を知る機会があれば、できる限り参加する。

地域が取り組めること

- ・インターネットやSNS等が使用できない人には紙媒体を用いた伝達を行う。
- ・情報や知識を得る機会への参加を誘い合う。

① 広報誌等の活用

まちの広報誌「広報かつらぎ」やホームページ等多様な広報媒体を活用し、市政情報等に関する情報提供の充実を図ります。

② 情報のバリアフリー化を推進する

ひとり暮らし高齢者や障がいのある人等、情報を入手しにくい人が身近な地域で福祉や健康等の情報が入手できるよう、地域福祉団体や当事者組織等と協力し、情報が届くよう支援します。

③ 講演会による情報発信

講演会や勉強会を通じて、社会福祉協議会や地域包括支援センター、こども・若者家庭センター、自立支援協議会、当事者団体等と協力して、情報を提供するだけでなく、情報を共有して、市民の福祉に関する関心度を高めます。

④ リターン型の情報発信を推進する

情報を一方的に発信するのではなく、市民からも意見等を還元してもらい、それを反映することで、さらなる内容向上に活かす取組を推進します。

⑤ SNS等を活用した情報提供の浸透

SNS等を活用して、幅広い世代層の住民に情報を発信し、共有化を図ります。

① 福祉に関する情報をわかりやすく伝える

・広報誌「ゆうあい通信」の充実

社会福祉協議会の活動や役割、社会福祉協議会が提供しているサービスや社会福祉協議会が有する資源をPRしていきます。また、幅広い世代に地域の福祉情報をわかりやすく発信していきます。

・SNS等の活用

SNS等を使った福祉情報、講座・セミナー、相談窓口など幅広い情報発信を行います。

② 福祉情報に関するニーズの把握

広報誌、SNS等を活用し、住民が必要とする情報をキャッチし、適切な情報発信に努めます。

基本施策3 身近な相談支援ネットワークの構築

市全体の方向性

市民が身近な地域で相談することができ、支援につなげることができる体制を充実させることが重要となります。そのため、地域の相談窓口や相談支援機関を含む様々な専門機関が、お互いの活動内容や役割への理解を深め、相談対応において積極的な連携を図ります。



【アンケート調査】

福祉を充実させるうえで優先して取り組むべき施策については、「身近な地域で気軽に相談できる体制づくり」が、社会福祉協議会が充実すべき事業としては、「福祉にかかわる相談」の回答が最も多くなっています。

取組方針

市民が取り組めること

- ・身近に相談できる相手を見つけ、日頃から相談ができるようにする。
- ・支援が必要になった場合に困らないよう、相談先やサービス内容等に関する理解に努める。

地域が取り組めること

- ・地域内で相談をし合える体制を整える。
- ・身近な相談を行える事業所等を把握し、地域住民と共有する。

市の取組

① 子育てや養育に関する相談支援ネットワークづくり

保健・福祉・教育等に関する窓口のワンストップ化を図り、こども・若者家庭センター等の支援機関が中心となって、関係機関との連絡調整や支援会議等を実施し、解決に向けた取組を行います。

② 制度の狭間に応じた相談支援の体制づくり

生活困窮者自立支援事業の実施により、窓口のワンストップ化を図り、様々な内容に関する相談を受け止めます。また、制度の狭間や複合的な課題については、関係機関との連絡調整や支援会議等を実施し、解決に向けた取組を行います。

③ 高齢者や介護に関する総合相談支援の実施

地域ケア会議等を活用しながら、福祉に関する様々な相談支援体制を構築していきます。

④ 障がいのある人に関する総合相談支援の実施

障がいのある子どもや発達に不安のある子ども及び保護者の相談に応じ、課題の改善や解決に向け、教育や保育、障がい児福祉サービス等や各種手当・助成制度の利用への対応を行い、地域生活の充実を図ります。

⑤ SNS等を活用した安否確認や相談対応

安否確認サービスアプリ等を活用し、ひとり暮らし高齢者等の安否確認や相談対応を行います。

⑥ 各種子育て相談支援の充実

子育て中の親等が一人で悩みを抱え込まないように、子育て相談窓口を充実させ、親等の孤立を防ぎます。

また、乳幼児相談や各種健診といった母子保健事業の実施を通じて、相談支援の充実に取り組みます。

⑦ 困りごとの早期発見

困りごとの早期発見に向け、医療機関などの生活情報、窓口での手続きなどの行政情報を掲載した「葛城市暮らしの便利帳」を各家庭に配布し、住民が困りごとに気づき、早めに相談できるよう努めます。

社会福祉協議会の取組

① 電話、窓口による相談

「心配ごと相談事業」を実施し、社会福祉協議会の窓口や電話により随時相談を受ける体制を強化します。

② 市内事業所間の連携

市内の相談支援事業所、居宅介護支援事業所とのネットワーク強化および情報共有の促進を行うことで、相談支援体制の強化を図ります。

③ 相談支援のネットワークの充実

民生委員・児童委員や当事者団体とネットワークをつくり、相談ごと（困りごと）をつなぐ人材の充実を図ります。

基本施策4 SOSを発信しやすい環境づくりの推進

市全体の方向性

支援や情報が行き届かない層へアプローチをするとともに、様々な相談事項に対応し、市民一人ひとりが不安に感じた際、SOSを発信しやすい環境づくりの推進を行います。



【関係団体調査】

活動の中で感じられる団体としての課題や問題点として、情報が必要な人に届きにくいことが挙げられています。

取組方針

市民が取り組めること

- ・生活における不安がある際、遠慮せずに「助けて」と言える勇気を持つ。
- ・小さなことでも自身が必要としている活動や自身が手伝えることを実践する。

地域が取り組めること

- ・近隣住民の様子に異変を感じた際は、相談機関につないだり、余計なお世話と考えず声かけをする。
- ・日頃からあいさつや日常会話、地域活動を通じて、SOSを発信しやすい環境を整える。

市の取組

① 幅広い相談窓口の設置によるSOSの早期発見

人権、行政、福祉、年金、保険等に関する様々な相談窓口の設置により、相談者のSOSを早い段階でキャッチし、関係機関に適切につなげるよう体制を整えます。

② 命を大切にし、守る支援

身近で悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて必要な支援につないで見守るゲートキーパーの養成等、自殺の危険を抱えた人に気づき、適切に関わる方々の活動を支援します。職員向けのゲートキーパー研修に加え、市民を対象とした研修の実施を図ります。

③ 生活困窮に関する相談支援窓口の設置

生活が困窮する原因をともに探し、解決に向けた助言や支援を行います。困窮に陥る原因是病気や障がい等、様々な要因が考えられ、相談の内容を精査し、活用できる制度の案内や、適切に対応できる各専門窓口や専門機関の紹介を行います。

④ SOSを発信しやすくする教育や啓発

SOSを発信する支援機関の周知を行うとともに、些細な悩みでも相談できることを啓発し、相談のハードルを下げる取組を行います。

⑤ 相談しやすい環境づくりや配慮の推進

市内の就学前教育・保育施設、幼稚園、小学校、中学校の巡回相談に臨床心理士を派遣し、児童・生徒やその保護者及び保育者・教職員への巡回相談を実施します。

社会福祉協議会の取組

① 地域における支え合いの推進

生活支援コーディネーターを配置し、「助けて」と言えるお互いさまの考えを広げていくとともに、幅広い年代の参画により、多世代が互いに支え合う地域づくりを進めます。

② 地域の見守り連携

市内企業や商店、福祉関係事業所と、地域をつなぐ顔の見えるより良い関係づくりを行い、SOSを言える環境やSOSに気づく地域づくりを行います。

③ お互いさまの推進

生活の中でちょっとした困りごとや不便が生じたときに、近隣同士が互いの想いや願いに気づき、支え合える地域づくりを進めます。

④ 生活に困窮した人への支援

低所得者、障がいのある人や高齢者世帯等に対し、必要な資金の貸付を行い、自立更生の支援を行います。貸付に至らない場合も、他の支援へつなぐ等の対応を行います。

基本目標2 誰もが安心して自分らしく暮らせる「しくみ」づくり

誰もが安心して自分らしく暮らせる地域の実現に向けて、防災・防犯など安全・安心を守る取組や相互理解の促進、すべての人の人権が尊重されるしくみづくりを推進します。

基本施策1 誰もが安心して暮らせるしくみづくり

市全体の方向性

誰もが安心して暮らせるためには、地域全体で安全・安心を守る仕組みづくりや、住みよい生活環境の整備、そして虐待や差別のない人権が尊重される社会の実現が必要となります。

そのため、防犯体制や環境美化等の活動の推進に加え、虐待やDVの防止、子どもの権利の周知、障がいのある人や高齢者への支援・啓発など、互いに支え合い安心して暮らせる地域づくりに向けた取組を推進します。

【アンケート調査】



地域活動への参加状況について、《地域の清掃活動》では「参加している」が約5割となっている一方、《防犯活動》《防災活動》《ちょっとした困りごとを支え合う活動》では「参加したことはなく、今後も参加の予定はない」が5割を越えています。

取組方針

市民が取り組めること

- ・地域における生活上必要なマナーやルールを守る。
- ・一人ひとりの人権を尊重する。
- ・困っている人に対してちょっとした手助けを心がける。

地域が取り組めること

- ・より多くの住民が地域の活動に参加できるよう、呼びかけや工夫を行う。
- ・大字の地域組織や自治会などの未加入の世帯等に対して、組織の役割や活動内容をPRし、加入を促進する。
- ・虐待やDV等の人権侵害等により、地域で安心して暮らすことに支障がある場合は、解決に向けた取組をする。

① 地域防犯体制の強化

子どもの登下校等の安全を確保するため、市内を巡回する青色防犯パトロールや子ども 110 番の家に関する取組等の充実を図ります。

さらに通勤・通学路の安全を確保するため、街灯設置の促進や、駅周辺や犯罪発生件数が多い箇所を中心に防犯カメラの設置・運用を行います。

② 住みよい環境づくりの強化

環境美化のために各大字と協力して市内一斉清掃を実施します。また、市民の地域における環境美化保全に対する意識を高めるため、生活上のマナーやルールを守るよう啓発を行うとともに、日頃から美化活動に努めてもらうよう呼びかけを実施します。

さらに、増改築・耐震相談等の建築に関する様々な相談ができる機会を提供し、情報提供の充実を図るとともに、相談窓口等の広報活動を行います。

③ 虐待の早期発見・予防と迅速な対応の強化

母子保健事業と児童福祉事業を一体的に支援することも・若者家庭センターをはじめ、関係機関と連携して切れ目のない支援を行い、虐待の早期発見・予防に努めます。乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問等訪問事業などの機会を活用して、虐待要因のひとつでもある子育ての不安を軽減し、虐待の早期発見に努めることに加え、必要に応じて、虐待リスクの高い人への支援を行います。

また、高齢者や障がいのある人等に対する虐待等を早期に発見するため、関係機関との連携に努めるとともに、虐待が発生した場合は、被害者の緊急保護や適切なサービス利用等を行えるよう支援を行います。

④ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護

D V被害者の一時保護等を含めた支援を実施するとともに、フェミニストカウンセリング等の相談支援、女性弁護士による無料法律相談、女性に対する暴力防止と児童虐待防止を一体的に啓発するパープル・オレンジリボン運動等の啓発活動を行います。

⑤ 障害者差別解消法を踏まえた取組の推進

障害者差別解消法に規定される「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」についての考え方を踏まえ、行政はもとより、関係機関、市民への啓発に取り組みます。

⑥ 高齢者への虐待の早期発見・予防に向けた取組

家庭等における高齢者の虐待において、早期に発見するため、事業所と連携した情報共有を図るとともに、予防に向けた周知活動等を行います。

⑦ こどもの権利に関する周知啓発

すべての市民に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行います。こども・若者の権利について、ホームページへの掲載やチラシの配布など、さまざまな機会を通じて周知を図ります。

① 人権侵害や虐待等の早期発見に向けた相談支援

「心配ごと相談」の相談窓口を運営し、人権侵害や暮らしの諸問題について適切な助言や援助を行うことにより、虐待リスクの早期把握及び関係機関への速やかなつなぎを支援します。

基本施策2 災害時にひとりも取り残さない取組の推進

市全体の方向性

誰もが安心して避難できる体制を整え、地域防災力を強化することにより、災害時において一人も取り残さない取組を推進することができます。

そのため、災害時を想定した話し合いの場の設置や行動指針、人材の確保・育成を行っていくことが求められます。



【アンケート調査】

災害時の備えとして重要な取り組みは、「危険な箇所の把握」に次いで「日頃からのあいさつ、声かけやお付き合い」の回答が多くなっています。

取組方針

市民が取り組めること

- ・日頃から災害時における対応について、家族と話し合い、行動指針等を決めておく。
- ・防災マップや避難訓練を通して、避難場所の状況を把握する。
- ・各家庭の状況に応じて、避難時の非常持ち出し品を備えておく。
- ・防災に関する知識を身につける。

地域が取り組めること

- ・災害時の対応について、地域で話し合いの機会を設ける。
- ・避難時に支援が必要な人を地域で把握し、有事の際の安否確認と、避難誘導の体制を整える。

市の取組

① 災害時における要配慮者への支援

災害対策基本法において、高齢者や障がいのある人、外国人、乳幼児、妊婦等は要配慮者と位置づけられており、災害時に各大字区長や民生委員・児童委員と連携を図り、安否確認や、安全な避難行動、避難所における生活に困難をきたすことのないよう支援を行います。

② 地域防災力の強化

地域の防災力を強化するため、消防団員の確保を図るとともに、防災に関する平時の啓発活動や自主防災組織への活動支援、自助・共助の考え方の普及・啓発を行う防災士に対する支援を行い、育成の強化を図ります。

地域における防災訓練の積極的な開催や、訓練時における防災士の積極的な参加を促進します。

社会福祉協議会の取組

① 地域の福祉防災力の向上

市民、事業所共同での防災訓練を実施し、地域での避難体制や安否確認等の体制づくりを行います。

市と連携して災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施し、いざというときに、迅速かつ適切に対応できる体制を整えます。

② 災害ボランティアの育成

災害ボランティア講座を開催し、災害時のニーズに迅速に対応できるしくみを整えます。

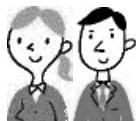
基本施策3 誰もが自分らしく暮らせる地域づくりの推進

市全体の方向性

誰もが人と関わりつながることで自分らしく暮らせる地域とは、一人ひとりが人権について学び、子ども・高齢者・認知症や障がいのある人等について理解を深めることが前提となります。

自らがつくり出した自分自身の心の障壁（バリア）に気づき、それを取り除くことで、自分自身も含め誰もがいきいきと活躍できる地域づくりを目指します。また、権利擁護制度の利活用を推進します。

【施策評価】



人権啓発のさらなる市民啓発と他課連携、認知症当事者からの本人発信支援、障がいについての理解促進などが課題となっています。

取組方針

市民が取り組めること

- ・お互いの人権を尊重する意識を高める。
- ・人権や福祉に関する研修会や学習会に積極的に参加する。

地域が取り組めること

- ・人権についての学習会に参加して学びや気づきを深める。
- ・権利擁護について、身近な視点で勉強会を行う。
- ・誰もがかけがえのない地域の一員としてそれぞれの役割を果たす。
- ・気軽に声かけができる環境を育む。

市の取組

① 人権啓発・相談支援

人権集会等の啓発活動を通じて、人権尊重の理念に対する市民の理解を深めます。また、人権擁護委員による人権相談を実施し、人権侵害に関する問題の早期解決を図ります。

② 社会教育としての人権教育の推進

「人権教育講座」により、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育を行うとともに、地域における指導者等の人材を育成します。

③ 認知症の理解の促進

認知症について理解を促進するとともに、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進します。

認知症カフェを推進することで、認知症の人の居場所をつくるとともに、認知症サポーターを養成し、認知症の人に適切な関わりができる人を増やし、同時に地域の事業者に対しても働きかけます。

④ 障がいに関する理解の促進

障がいについて正しい理解を促し、共生する社会の実現に向けた支援を行います。

地域・事業者に対して、まほろばあいサポート運動を展開し、あいサポーターを増やすことで、障がいのある人にちょっとした手助けができる地域づくりを推進します。同時にヘルプマークの促進を行い、外見からは障がい等のあることが見えにくい人に対する心遣いができるやさしい地域づくりを目指します。

社会福祉協議会の取組

① 当事者理解の促進

地域の中において、障がいや認知症等に対する正しい情報や知識を広め、理解者・支援者を増やします。

② 日常生活用具の貸出

疾病または負傷等により、長期間臥床状態にある在宅の要援護者に対し、日常生活用具を貸し出すことで介護の充実を図ります。

③ 多様なサービスの提供

地域とのつながりを重視し、社会福祉協議会の特性を活かした介護保険サービスや障がい福祉サービスの充実を図ります。

④ 見舞金・激励金支給により暮らしを守る取組

疾病または負傷、交通災害等により、父または母を失った児童の健全育成及びその福祉の増進を目指し、激励金を支給します。

火災により被害を受けた世帯に対し、見舞金を支給します。

⑤ 日常生活において判断能力に不安のある人を支える取組

・日常生活自立支援事業

認知症高齢者、精神障がいのある人、知的障がいのある人等の判断能力が十分でない人が地域において自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払い等、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を行います。

・法人後見事業

認知症高齢者、精神障がいのある人、知的障がいのある人等の判断能力が十分でない人に対して、社会福祉協議会が成年後見人、保佐人または補助人となることにより、成年被後見人、被保佐人または被補助人の意思を尊重し、財産管理、身上保護を行い、その権利を擁護し、地域福祉の推進に寄与します。

基本目標3 地域の未来を創造する福祉の「人」づくり

地域の未来を支える、多様な福祉の担い手づくりに向けて、人材の確保や次世代の育成を進め、社会参加を通じて地域への愛着と福祉への関心を育みます。あわせて、「こども基本法」の理念に基づき、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の視点から、こどもや若者の意見を地域づくりに反映させるため、地域の未来を担う「人」づくりを推進します。

基本施策1 地域福祉を担う仲間づくり

市全体の方向性

人口減少及び少子高齢化が予測される中、持続的に地域福祉を推進するためには、福祉力を身につけた人材の育成や仲間づくりを促進することが重要となります。そのため、地域福祉を担う人材を育成し、確保するとともに、各種団体やボランティア等の育成を進めます。



【アンケート調査】

地域活動を知ったきっかけは「自治会等団体の呼びかけ」、よかつたことは「新たな人とのつながりができた」の回答が最も多くなっています。

取組方針

市民が取り組めること

- ・様々な福祉のあり方について行政等が行うイベントや講演会に参加する。
- ・多様な世代と交流を積極的に図る。
- ・地域でどんな人が困っていたり、助けが必要かみんなで話し合ってみる。

地域が取り組めること

- ・福祉に関するイベントや講演会への参加の声かけをする。
- ・様々な世代が交流している場があることを地域住民に知らせる。

市の取組

① 多世代交流を通じた担い手を増やす

ボランティア活動等を通じて、子どもたちや高齢者の方々の交流を促し、思いやりや助け合い等の福祉の心を醸成します。

② 子育て支援ボランティアの育成・支援

子育て支援ボランティアが「つどいの広場」等の子育て支援事業を通じて親子に関わる機会を増やすとともに、子育ての経験者として子育て中の親等の不安の解消を支援します。

③ アクティブシニアによる地域福祉活動の推進

定年退職後等のアクティブシニアを対象に、アクティブフィットネスやアクティブサポーター養成講座など、地域福祉に携わるための講習会や研修、また交流の機会を創出します。

社会福祉協議会の取組

① 世代間交流の推進

葛城市内の就学前教育・保育施設の園児が、葛城市内の福祉施設等を利用する人と交流し、それぞれの立場等を理解し尊重し合う心を育て、ともに支え合う地域づくりを推進するため、「世代間交流事業」を実施します。

② ボランティア活動の育成及び支援

葛城市ボランティア連絡協議会が中心となり、ボランティア活動の推進と支援体制の充実を図ります。活動をはじめるきっかけづくりや、福祉に関心を持ってもらうため、また活動中のボランティアについてフォローアップを行うため、各種講座を開催します。また、ボランティアに関する情報発信やコーディネート機能を強化し、活動団体の紹介や交流・情報交換の場づくりを進め、新たな人材の育成と地域の魅力を伝える担い手の発掘につなげます。

③ 人材育成と人材発掘

コミュニケーションの場づくりを行い、新しい人とのつながりをつくり、地域の魅力を伝える人材育成や発掘を行います。

④ ボランティア活動・市民活動の活性化

地域での支え合い、助け合いの力を高めていくために、地域福祉活動に主体的に参加・参画する地域住民を拡大していくことを目指します。

⑤ 地域の福祉力向上のための担い手づくり

出前講座やイベント等を通じて、福祉に関する啓発及び理解促進に努めます。

基本施策2 地域の未来を支える多様な担い手づくり

市全体の方向性

将来を支える担い手を育成するため、学校等教育機関において福祉教育を推進するとともに、幼少期から多様な世代と交流できる環境を整えます。また、福祉は誰もが関わりのあることだと認識できる体制をつくります。

【関係団体調査】



活動の中で感じられる団体としての課題や問題点として、会員の高齢化や協力者・後継者の不足、参加者の固定化等が多く挙げられています。

取組方針

市民が取り組めること

- ・家庭において地域福祉について話をする機会をつくる。
- ・福祉は誰にでも関わりがあることを知る。

地域が取り組めること

- ・地域で福祉教育が受けられる環境づくりをする。
- ・地域で福祉について対話する機会をつくる。

市の取組

① インクルーシブ教育の推進

特別な支援を必要とする子どもについて、就学前から卒業後にわたる切れ目のない支援体制の整備に努め、教育部局と福祉・保健・医療・労働等の部局が連携し一貫した支援体制を地域で構築します。

② 教育現場における人権学習の推進

人権が尊重される社会や地域を築く人間の育成を目指し、すべての教育活動を通じて人権教育を推進します。
人権週間にあわせて、研修会等の実施や、小学生と中学生を対象に募集した人権啓発ポスターを人権パネル展で展示するなど、市民への啓発と関係機関との連携の充実を図ります。

③ 子どもを大切に思う気持ちを育む教育

市内中学校において「乳幼児と出会いふれあい交流」等を通じ、将来の父親・母親になる世代に子どもを大切に思う気持ちを育む教育を行います。

④ 福祉教育の推進

高齢者との交流や清掃活動等を通じ、思いやりや助け合い等の福祉の心を醸成する福祉教育を推進することに加え、特別支援学校の児童・生徒との交流を図ります。

社会福祉協議会の取組

① 子どもも楽しめる地域活動の実施

地域活動を楽しいものにし、学校とも連携しながら、子どもたちが主役となる活動を行います。

② 体験活動を通じた将来を担う人材の育成

様々な体験を通してコミュニケーション能力を育成する機会を提供します。

③ 次世代まちづくりリーダーの育成

子どもが自ら考え、地域を愛する心を育む、体験・参加型のまちづくり教育を行います。

基本施策3　社会参加を通じた、愛着のある地域づくりの推進

市全体の方向性

住んでいる地域をよく知り、地域のイベントや活動に参加することにより、ふるさと葛城市への愛着が深まります。また、地域づくりの活動は、自分の住んでいる地域を大切に思い、住み続けたいという気持ちにつながります。

そのため、住んでいる地域の魅力を発見し、それらの情報を共有し、次代へ継承していくことが大切です。



【ワークショップ】

自治会やイベントを通じた交流、高齢者や障がいのある人も参加しやすい文化活動など、地域に根ざした交流行事を求める声があがりました。

取組方針

市民が取り組めること

- ・地域で行われているボランティア活動やイベントに積極的に参加する。
- ・行政や社会福祉協議会等の情報や社会資源を活用して、様々な活動に携わる。
- ・住んでいる地域に興味・関心を持ち、地域を知る。

地域が取り組めること

- ・地域で行われている活動やイベント等の情報を共有する。
- ・地域活動に参加することへの声かけをする。
- ・地域の歴史のあるお祭りや季節ごとの行事を通じて、世代間の交流を行う。

市の取組

① 市民に向けた地域の魅力や情報発信の充実

広報誌やインターネット、SNS等を活用し、地域の活動紹介や地域の魅力に関する様々な情報発信を行います。

② 市民の社会参加のきっかけづくりの推進

民間事業者等と連携し、様々な市民が気軽に参加できるよう、そのきっかけとなる地域行事やイベント等を充実させます。

③ 地域福祉の拠点づくりの推進

福祉総合ステーション（ゆうあいステーション）について、社会福祉協議会と連携し、高齢者と子ども達の世代間交流も含めた「だれもが健康で健やかな人生を送れるように支援する福祉の総合的な活動拠点」として活用し、「ゆうあいフェス」等のイベントを実施します。

社会福祉協議会の取組

① 交流や生きがいづくりの推進

陶芸教室、太極拳等の教室の開催を通じて、参加者の生きがいを高め、仲間との交流の輪を広め親睦を図る機会をつくるため、各種教室を開催します。

② 福祉活動の功績を讃え、共有し福祉に対する関心を高める

社会福祉大会を開催し、住民の自主的かつ自発的参加による福祉活動の推進を図るとともに、より一層の地域福祉向上のための総意を結集し、あわせて社会福祉の発展に功績のあった方々に謝意を表します。

また、福祉活動の普及・推進を行い、誰もが安心して暮らせる社会の実現を図ります。

③ 福祉意識を醸成するしくみづくり

小中学校の福祉教育の実施や世代間交流の推進を実施します。

④ 地域愛の醸成

地域を知ることで地域のおもしろさを発見し、地域の魅力を引き出すための取組を行います。

⑤ 寄附文化の醸成

赤い羽根共同募金事業により、寄附文化の醸成と福祉の心の浸透を図ります。

第5章 葛城市成年後見制度利用促進基本計画

1 計画の趣旨

（1）成年後見制度利用促進基本計画について

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分ではない方を保護するための制度です。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、本人に代わって財産の管理や福祉サービス等の契約を行うことによって、本人を保護し、権利が守られるよう支援します。

平成28年5月13日に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」は、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

国では平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。市町村は同法第14条第1項に基づき、国との基本計画を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する施策について定めた計画の策定に努力するものとされています。

（2）成年後見制度に関する国の動き

国は令和4年3月に、令和4年度から令和8年度を計画期間とする「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。同計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークの一層の充実など成年後見制度の利用促進に向けた取組をさらに進めることができます。

◆「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の概要

第二期成年後見制度利用促進基本計画

～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

- 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進
- 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等
- 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
- 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- 優先して取り組む事項
(地方公共団体による行政計画等の策定等)

（3）計画策定の背景

本市では、令和3年3月に策定した「葛城市地域福祉計画・葛城市地域福祉活動計画」において、地域共生社会の実現や地域福祉における権利擁護支援と密接に結びついた「葛城市成年後見制度利用促進基本計画」を一体的に策定しました。計画に基づき、本人や親族等による後見開始の審判の申立てが期待できない人を対象とした市長による審判申し立てや成年後見制度の普及・啓発など、制度の利用促進や円滑な利用に向けた支援を実施してきました。

今後、認知症高齢者の増加が見込まれており、権利擁護支援を含む適切な支援体制の整備が必要とされていることから、本計画においても、成年後見制度の利用促進に向けた具体的な施策等を計画的に推進するため、「葛城市成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。成年後見制度は人々の権利と利益を守る上で重要なものであることから、制度のさらなる啓発及び円滑な利用に向けた支援を推進していきます。

（4）計画の位置づけと期間

「葛城市成年後見制度利用促進基本計画」は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定に基づき、成年後見制度や福祉サービス等の適切な利用を促進するための計画です。

計画期間は、地域福祉計画・地域福祉活動計画と同様に令和8年度から令和12年度までの5年間とします。なお、社会情勢等の変化に柔軟に対応するため、計画期間内でも見直しを行うことがあります。

成年後見制度の利用の促進に関する法律 抜粋

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

2 計画の基本的な方向性

(1) 基本方針

葛城市成年後見制度利用促進基本計画では、市民が一生涯を通して、地域で安心して自分らしく暮らせるよう、地域全体での支え合いを促し、地域共生社会の実現に向けた取組を促進するとともに、権利擁護支援を地域共生社会の共通基盤として推進します。

また、本計画の策定にあたり、成年後見制度の利用促進に関する諸法律や国の基本計画を勘案し、今後、利用の必要性が高まっていくと考えられる成年後見制度について制度の周知や理解を進める施策を総合的に推進していく計画とします。

(2) 基本目標

基本目標1 成年後見制度の普及及び啓発

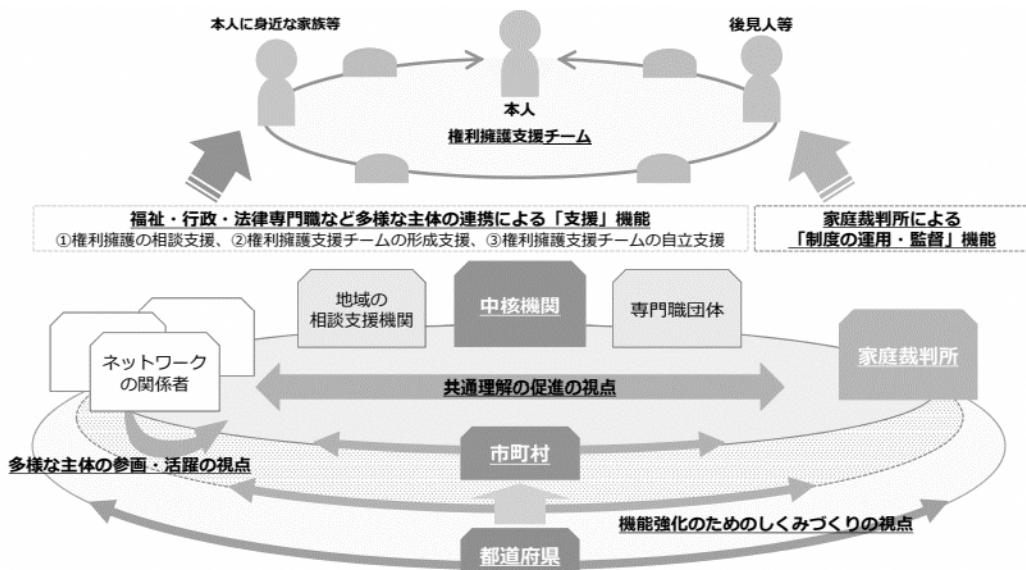
成年後見制度の利用を促進するため、セミナーの開催や広報等による制度の周知・啓発を図ります。

基本目標2 成年後見制度の利用促進支援

本人や親族等による後見開始の審判申立てが期待できない人や、経済的な理由で制度を利用する事が困難な人に対する支援を的確に行います。

基本目標3 地域連携のネットワーク構築

成年後見制度の実施にあたり、中核機関を起点とした親族や専門家、関係機関等と連携するネットワークを構築することによって、本人及び後見人等を支援する体制を整えます。



※厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」掲載資料

3 施策の展開

基本目標1 成年後見制度の普及及び啓発

認知症、精神障がいや知的障がいにより判断能力が十分でない人等や将来の判断能力の低下に不安を抱く人を対象に、財産管理や身上保護に関する法律行為をサポートする制度である成年後見制度を普及・啓発するとともに、制度を必要とする市民に対し、情報の伝達を行います。

基本施策 成年後見制度の普及・啓発事業

利用者に寄り添った制度の運用を図るために、自ら意思を決定することに困難を抱える人について、日常生活のあらゆる場面で本人の意思が尊重されるよう、意思決定支援の重要性の啓発に努めます。

また、権利擁護支援が必要な人と接する機会の多い、福祉施設や医療機関等に対しても成年後見制度の普及・啓発や周知に努め、地域での生活が継続できるよう支援します。



【アンケート調査】

「成年後見制度」の認知度について、「言葉は聞いたことがあるが、制度のことは知らない」「言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない」と回答した人が多くなっています。

取組方針

① 制度活用への理解促進

成年後見制度の内容に関する周知を行い、制度の適切な運用が行われるような活動に取り組みます。

② 権利擁護普及・啓発

権利擁護支援について理解を深めた市民、専門職を増やすために、セミナーの開催やチラシの作成により、成年後見制度利用支援事業、日常生活自立支援事業等についての普及・啓発を行います。

基本目標2 成年後見制度の利用促進支援

本人や親族等による後見開始の審判の申立てが期待できない人を対象に市長が審判の申立てを行い、申立てに係る経費や後見人の報酬を負担することが困難な人に申立て費用や後見人等報酬の助成を行うことで、成年後見制度の利用促進を図ります。

基本施策1 市長による審判の申立て

本人や親族等による後見開始の審判の申立てが期待できない人については、老人福祉法等により市長が申立てを行うことができます。

市長による審判の申立てを行う場合の手続き等を定め、成年後見制度の利用を支援します。

取組方針

① 市長による成年後見の審判の申立て

本人や親族等による後見開始の審判の申立てが期待できない人については、市長が申立てを行う場合の手続き等を定めるとともに、審判の申立てに伴う費用の負担に関し必要な事項を定め、成年後見制度の利用支援に取り組みます。

◆成年後見制度における市長申立て件数の推移

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
後見	0	2	2	1	3
保佐	1	0	2	0	0
補助	0	1	1	0	1

出典：地域包括支援課、社会福祉課

基本施策2 申立てに要する経費や後見人等の報酬への助成

経済的な理由から、成年後見制度の利用が困難な人に対し、申立てに要する経費や後見人の報酬の助成を行います。

取組方針

① 成年後見制度の利用に係る費用の助成

成年後見制度の利用に際し、申立てに要する経費や、後見人等の選任後の報酬を本人の財産から負担することが困難な人に対し、助成を行います。

◆助成制度の利用者数の推移

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
後見	2	3	2	2	2
保佐	0	1	1	1	0
補助	0	0	1	1	1

出典：地域包括支援課、社会福祉課

基本目標3 地域連携のネットワーク構築

地域包括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々な既存のしくみのほか、地域共生社会実現のための支援体制や地域福祉の推進などと結びつきを持って、地域における多様な分野・主体が関わる「包括的」な地域連携ネットワークを構築する必要があります。

また、複合的で支援困難な課題に対応するためには、県・圏域等と連携した「多層的」なネットワークにしていく取組も併せて進めていくことが重要です。

本市における権利擁護の支援や成年後見制度の利用促進をより推進するために、進捗管理やコーディネート等を行う機関の設置が必要となります。

そのため、成年後見制度に関する中核機関等の設置も視野に入れ、体制整備に努めます。

第6章 葛城市再犯防止推進計画

1 計画策定の趣旨

（1）再犯防止推進計画について

日本における刑法犯の認知件数は、平成15年以降は減少を続け、平成28年には戦後最少となりました。一方で、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は上昇傾向にあり、平成28年には48.7%と刑法犯検挙者の約半数が再犯者であることから、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」が施行されました。

国は、再犯防止推進法に基づき、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として、平成29年12月に「再犯防止推進計画（第一次）」を策定しました。都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）を定めるよう努めなければならないとされています。

また、法務省及び厚生労働省は、地方公共団体が地方再犯防止推進計画を策定する際に、地域福祉計画を積極的に活用するよう周知しています。

（2）再犯防止推進に関する国の動き

令和5年3月、第一次計画の内容を発展させ、再犯防止施策の更なる推進を図るため、「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定されました。同計画では、就労・住居の確保や地域による包摂の推進など7つの重点課題とその具体的な施策が示されており、成果指標等に基づき適切に推進していく旨が明記されています。

◆「第二次再犯防止推進計画」の概要

基本的な方向性

- ①犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ②就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
- ③国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

7つの重点課題

- | | |
|--------------------------|----------------|
| ①就労・住居の確保 | ⑤民間協力者の活動の促進 |
| ②保健医療・福祉サービスの利用の促進 | ⑥地域による包摂の推進 |
| ③学校等と連携した修学支援の実施 | ⑦再犯防止に向けた基盤の整備 |
| ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施 | |

（3）計画策定の背景

法務省「令和6年版再犯防止推進白書（令和5年度再犯の防止等に関する施策）」によると、新型コロナウィルス感染症の緊急事態宣言が解除された影響で、刑法犯検挙者数は令和5年で20年ぶりに増加し、18万3,269件となっています。あわせて刑法犯検挙者数に占める再犯者数も増加しており、刑法犯再犯者数の割合は令和5年で47.0%と前年より低いものの、依然として約半数を占めています。

犯罪や非行を繰り返してしまう背景には、生活基盤が不安定で、社会とのつながりを持てず孤立している人が多く見られます。犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等への依存のある人、高齢で身寄りがない人等の地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている方が多く存在します。再犯防止に向けては、犯罪や非行をした人が地域の中で継続した支援を受けられることが重要です。

本市においても、犯罪や非行をした人の地域生活と社会復帰を支援し、市民の犯罪被害を未然に防止することで、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現を目指し、「葛城市再犯防止推進計画」を策定します。

（4）計画の位置づけと期間

「葛城市再犯防止推進計画」は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項の規定に基づき、再犯防止に向けた取組を推進するための計画です。

計画期間は、地域福祉計画・地域福祉活動計画と同様に令和8年度から令和12年度までの5年間とします。なお、社会情勢等の変化に柔軟に対応するため、計画期間内でも見直しを行うことがあります。

再犯の防止等の推進に関する法律 抜粋

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

2 計画の基本的な方向性

（1）基本方針

葛城市再犯防止推進計画では、犯罪をした人等が地域で孤立することなく、地域の一員として暮らせる社会の実現に向け、再犯防止に向けた支援体制の構築を推進します。

また、本計画の策定にあたり、再犯防止推進に関する諸法律や国の基本計画を勘案し、保護司会や更生保護女性会などの関係機関と連携し、制度の周知や理解を進める施策を進めていくとともに、市や地域の取組を総合的に推進するための計画とします。

なお、葛城市再犯防止推進計画の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項に規定する「犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者」を指します。

（2）基本目標

基本目標1 広報・啓発と地域ぐるみの支援体制の構築

安心して暮らせる社会の実現に向けて、関係団体・機関等と連携し、再犯防止に関する広報・啓発等を行うとともに、地域全体で再犯防止の取組を支えます。

基本目標2 生活基盤の構築

関係団体・機関等と連携し、犯罪をした人等の就労や住宅確保に向けた支援を実施します。また、保健医療・福祉サービスの利用の促進により、多様な分野と連携・協働することで、福祉的支援を必要とする人への切れ目のない支援体制を整備し、地域における生活の安定と社会復帰の促進を図ります。

基本目標3 再犯・非行の未然防止と特性に応じた支援の充実

地域の関係団体・機関等と連携し、早期の段階から非行の未然防止等を進めます。また、犯罪をした人等が抱える個々の問題は複雑であることから、それぞれの特性に応じた指導や支援を実施します。

3 施策の展開

基本目標1 広報・啓発と地域ぐるみの支援体制の構築

再犯の防止に向けては、地域社会全体が犯罪や非行の背景への理解を深め、社会復帰を支える環境を整えることが重要です。市民・関係団体・関係機関と一体となり、広報や啓発活動を行うとともに、誰もが安心してともに暮らせる地域づくりを進めます。



【アンケート調査】

再犯の防止等の推進に関する法律について、「知っている」と回答した人は約1割に留まっています。

基本施策1 広報・啓発活動の推進

犯罪や非行、再犯防止に対する理解を広げるため、「社会を明るくする運動」等の啓発活動を実施し、犯罪や非行のない明るい地域社会の実現を目指します。

基本施策2 関係団体・機関等との連携強化

地域の多様な関係団体・機関等が連携し、支援体制の充実を図ります。相談窓口の周知を進めるとともに、地域全体で再犯防止を支える仕組みを構築します。

基本目標2 生活基盤の構築

犯罪や非行をした人が生活のために再び罪を犯すことのないよう、安定した仕事と住まい、そして必要な福祉的支援を受けられる環境が重要です。市や関係機関・団体が連携し、地域での生活を支援することで、生活基盤の安定が図れるよう取り組みます。

基本施策1 就労・住居の確保

犯罪や非行をした人の社会復帰を支えるためには、安定した就労と住居の確保等が重要です。市や関係機関・団体が連携し、生活困窮者自立支援制度等を活用した支援を行うことで、自立した地域生活の実現をめざします。

基本施策2 保健医療・福祉サービスの利用の促進

犯罪や非行をした人たちの中には、必要とされる保健医療・福祉の支援が行き届いていないことを背景として再犯に及ぶ場合があります。各種相談窓口等から必要な支援につなげ、個々の状況に応じた適切なサービスを提供します。

基本目標3 再犯・非行の未然防止と特性に応じた支援の充実

犯罪や非行の防止に向けては、地域、学校、家庭、関係機関が一体となり、日常的な見守りや声かけ、相談支援を行うことが重要です。非行の未然防止等を進めるとともに、それぞれの特性に応じた支援の充実を図ります。

基本施策1 非行の防止等の推進

地域の見守り機能の低下や家庭内の孤立が、子どもや若者の非行・被害の要因となる場合があります。地域、学校、家庭、関係団体・機関等が連携し、非行防止に向けた運動等に取り組みます。

基本施策2 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援

犯罪や非行の背景には、発達上の課題、家庭環境、DV被害、孤立など、様々な事情があります。対象者を多角的にとらえ、再犯防止のための適切な支援につなげるため、関係団体・機関と連携し、社会生活に困難を抱える人の相談支援を行うとともに、犯罪等につながる問題の早期発見・早期対応を図ります。

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 計画推進における主な担い手の役割

① 市民

地域福祉の主役であり、最も地域の現状を把握しうる立場にある市民が地域福祉に関心を持ち、積極的な行動に移すように促すことが必要です。

そのため、市民が取り組める活動を周知する等によって、地域福祉への関心を高めます。

② 地域福祉団体

多様な福祉サービスを提供する主体として、また、市民とともに地域福祉に関する課題を解決することへの協力等が期待されます。

③ 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、援助や見守りが必要な人が地域の中で安心して生活していくよう身近な相談相手として、地域福祉の推進には欠かせない存在です。

日頃からの地域の見守り活動や地域住民と行政とのパイプ役として期待されます。

④ 大字・自治会・町内会

大字・自治会・町内会は、地域コミュニティ活動の最も重要な主体です。

地域生活に密着した基礎的な自治組織であるため、市民の自発的な参画が求められるとともに、地域における課題の抽出や課題解決に向けた環境づくりが期待されます。

⑤ 学校

地域の特色を活かした福祉教育をはじめ、介護福祉の体験やボランティア活動等を通した地域福祉人材の育成が期待されます。

さらに、学びを通じて、葛城市をよく知り、郷土愛を育む役割が期待されます。

⑥ 市内の各事業者

市内の事業者が実施している配達や検針時、さらに店頭や窓口での対面による見守りにより、いち早く異変が発見できた事例が増えています。

今後は、このような見守りについて協力していただける事業者の拡大が期待されます。

⑦ 葛城市社会福祉協議会

地域福祉の推進において中心的な役割を担い、日頃から高齢者や障がいのある人、児童等への様々なサービスを提供しており、各地域の特性に応じた様々な取組をしています。

社会福祉協議会にしかできない取組や小回りのきく活動を行います。

⑧ 葛城市

地域福祉を推進するためには、関係機関・団体等の役割を踏まえながら、相互に連携することが重要です。市が主体となって福祉施策を推進する際にも、庁内関係各課との連携を図り、職員一人ひとりが横のつながりを意識し、地域における切れ目のない支援の推進を担っていきます。

また、計画推進にあたり、新たな地域の社会資源の創設、既存事業等の見直しや再構築（リフォーム）を行い、それぞれの担い手が同じ方向性（ベクトル）を持つように調整します。

（2）持続可能な開発目標（SDGs）の実現

「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals 以下、SDGs）とは、平成13年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されており、平成28年から令和12年までの15年間で達成するために掲げられた、持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

SDGsは、「誰一人として取り残さない」ことを基本理念として掲げており、17の目標と169のターゲットで構成され、発展途上国も、先進国も取り組む普遍的なものとされています。日本国内でも、様々な地域で積極的に取り組まれており、本市においてもこの開発目標の実現に向けた取組を行います。

本計画においても17のゴールのうち「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「5 ジェンダー平等を実現しよう」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」の6つを中心に取り組みます。

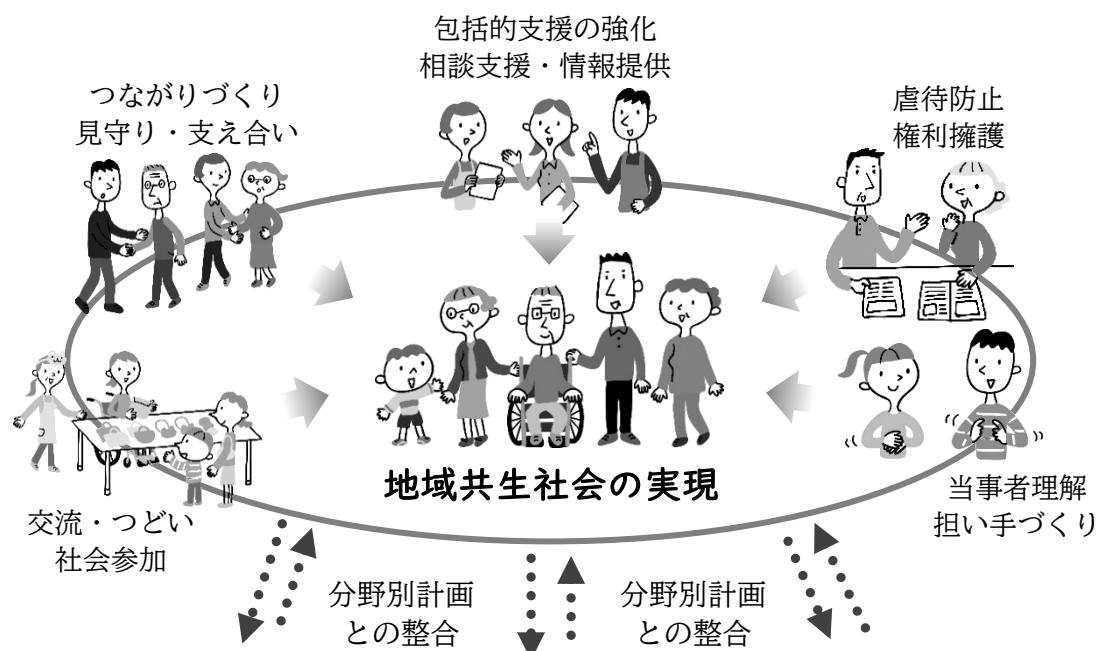


(3) 本計画と関連福祉分野別計画との整合

子ども・高齢者・障がいのある人等の各福祉分野別計画では、誰もが身近な地域で安心して暮らし続けられるよう、各分野における包括的な取組を展開しています。

本計画は、福祉分野の上位計画として各福祉分野別計画で対応できない制度の狭間にいる人への支援や各分野をつなぐ役割として、分野横断的な取組を展開します。

こうした本計画と、関連福祉分野別計画における各種取組を補完・連動させることにより、地域共生社会の実現を目指します。



障がい福祉分野

- ライフステージに応じた切れ目のない支援
- 地域生活支援拠点や地域生活への移行支援
- 相談支援体制の充実・強化
- 障がいに対する理解促進
- 就労支援や社会参加の促進
- 障がい福祉人材の確保
- 障がい者虐待の防止
- （ノーマライゼーションと）ソーシャル・インクルージョンの実現

子ども分野

- 多様な保育の提供
- 教育・保育の質の維持・向上
- 地域の子育て力の向上
- 子育てに関する情報提供・相談体制
- 家庭教育への支援
- 子どもに対する虐待防止
- ひとり親家庭への支援
- 子どもの貧困対策
- 子どもの安全の確保
- 妊娠期から育児期まで切れ目のない支援
- 男女がともに関わる子育ての推進

高齢者福祉分野

- 地域包括ケアシステム
- 地域包括支援センターを核としたネットワーク
- 生活支援体制整備事業
- 介護予防・日常生活支援総合事業
- 認知症施策の推進
- 高齢者虐待防止
- 高齢者の社会参加

(4) 計画推進の体制

① 推進体制の強化

本計画を着実かつ効果的に推進するため、市関係部局と葛城市社会福祉協議会の連携体制を強化します。

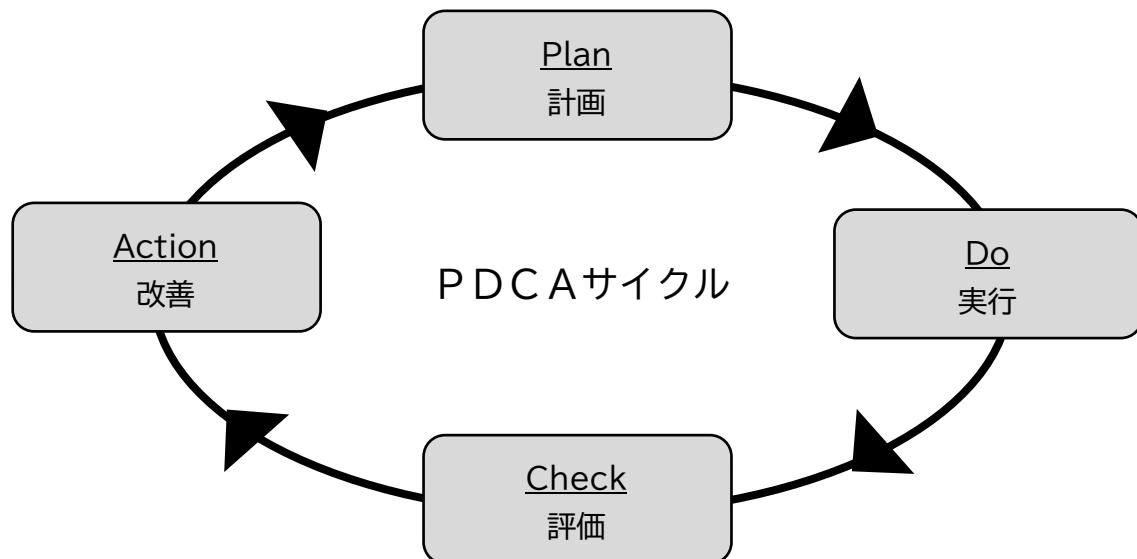
また、生活安全、教育、交通、都市計画、産業振興、環境等といった市民が日常生活を送る上で保健・医療・福祉分野と深く関わる分野と連携し、総合的・包括的に施策を展開することができるよう、プロジェクトチームの連携体制を強化します。

② 住民・地域との連携の強化

地域福祉の主役は市民や地域であることから、地域福祉の概念や本計画の内容について、行政や社会福祉協議会、関係団体・事業所だけでなく、市民・地域とも共有する必要があります。そのため、市民や地域、関係団体・事業所、社会福祉協議会、行政が同じ土俵の上で協議することで、連携の強化を図ります。

2 計画の進捗管理

本計画の進行管理においては、P D C A サイクルに基づき、進捗状況を把握し、検証・評価を行います。



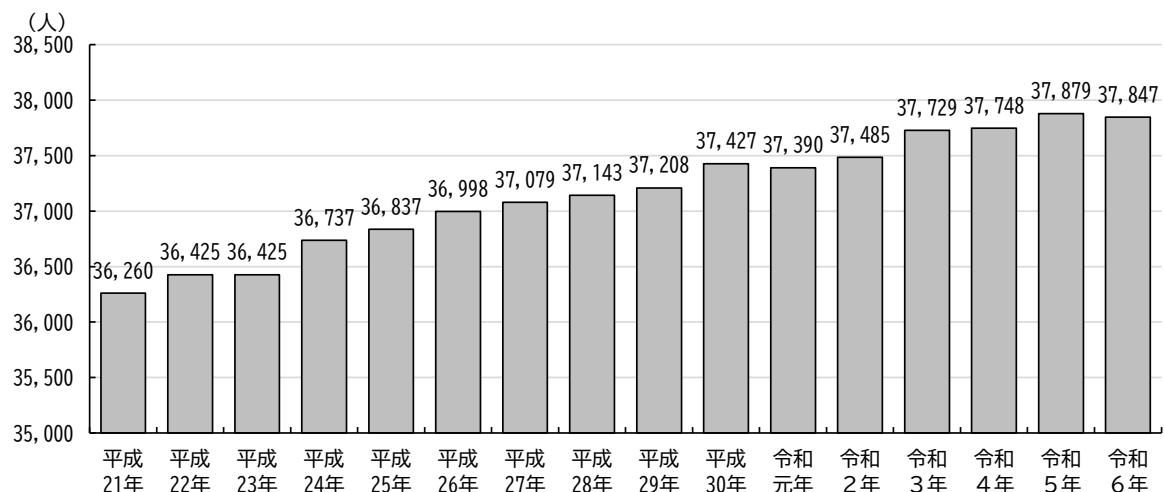
計画 (Plan) → 実行 (Do) → 評価 (Check) → 改善 (Action) → 計画 (Plan)
…のサイクルにより、計画の実効性を高めていく手法

1 統計資料

(1) 人口の状況

① 総人口の推移

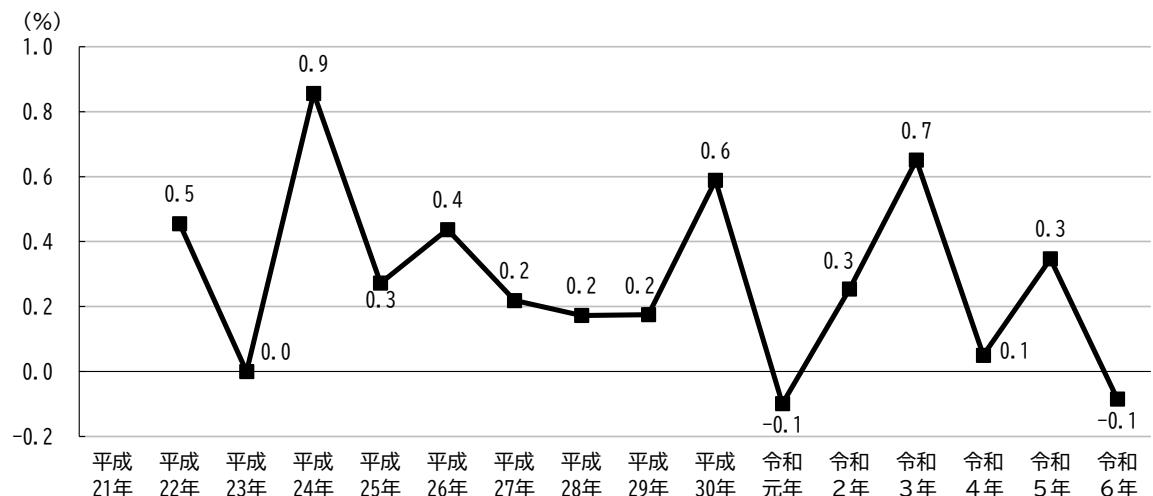
総人口の推移をみると、全体的に増加傾向となっており、平成 21 年から令和 6 年までの 15 年間で 1,587 人増加しています。



出典：住民基本台帳（各年 10 月 1 日時点）

② 人口増減率の推移

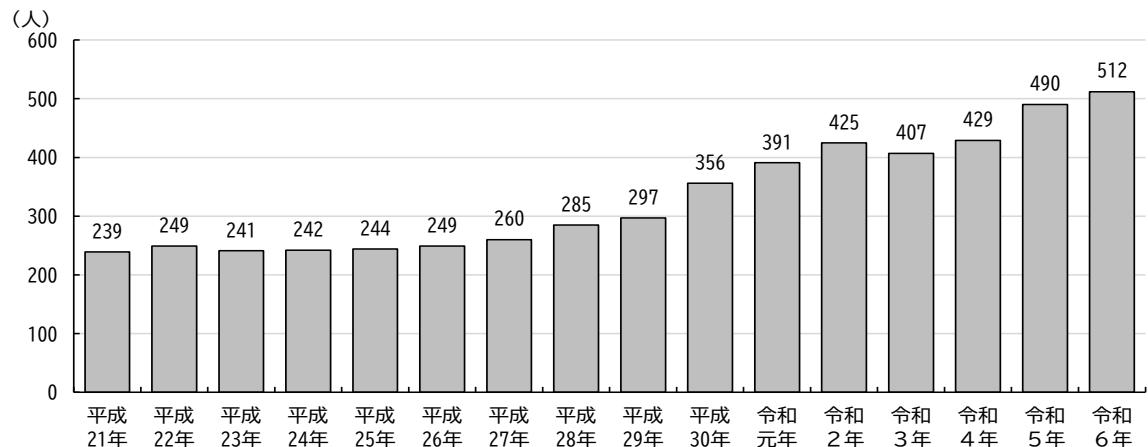
人口増減率の推移をみると、全体的に 0.1～0.9% の変動幅で増加傾向にある一方、令和元年及び令和 6 年は -0.1% と前年より減少しています。



出典：住民基本台帳（各年 10 月 1 日時点）

③ 外国人人口の推移

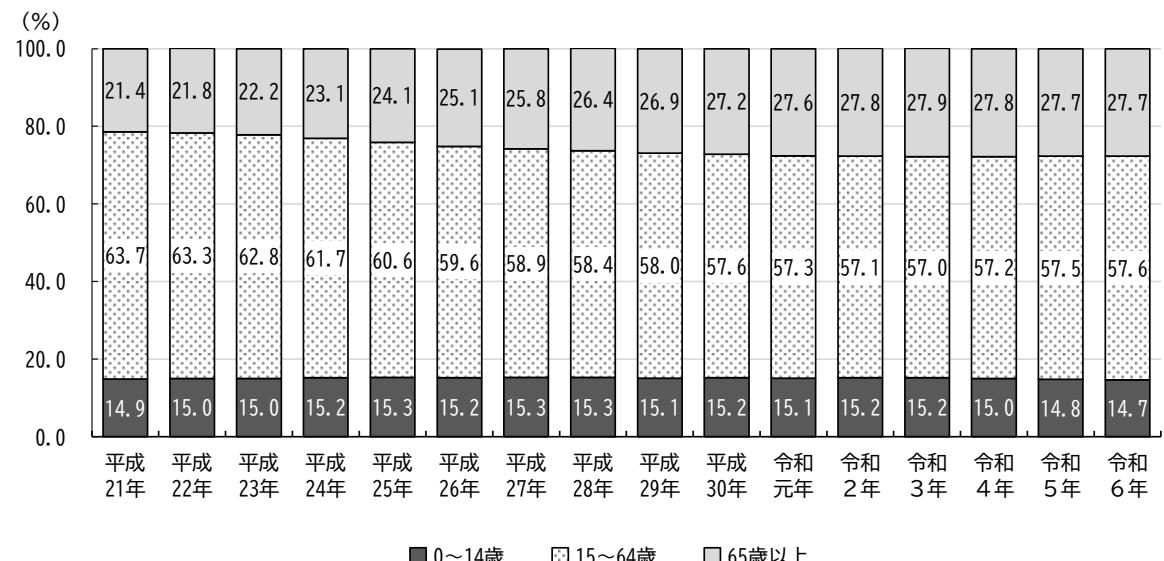
市内の外国人人口は増加傾向にあり、特に平成 30 年から令和 6 年にかけて大幅に増加しています。令和 3 年には令和 2 年より 18 人減少し 407 人となりましたが、以降は増加し、令和 6 年には 512 人となっています。



出典：住民基本台帳（各年 10 月 1 日時点）

④ 年齢3区分別人口割合

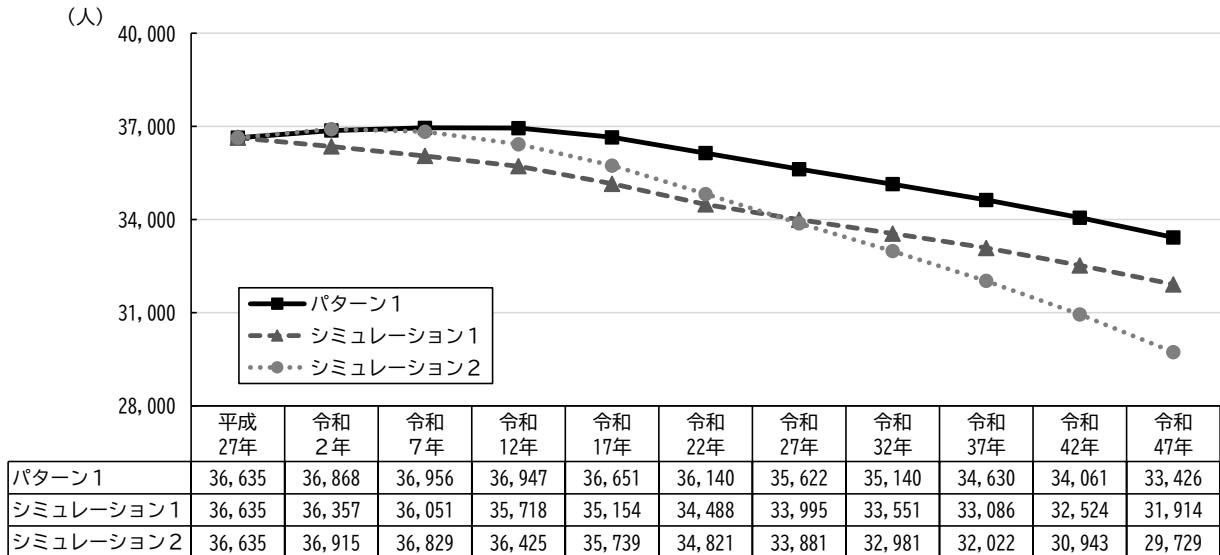
年齢3区分別的人口割合をみると、0～14歳人口割合はほぼ横ばいで推移し、令和3年以降に微減傾向となっています。15～64歳人口割合は令和3年まで減少傾向でしたが、令和4年以降に増加傾向となっています。65歳以上人口割合は令和3年まで増加傾向でしたが、令和4年以降に微減傾向となっています。



出典：住民基本台帳（各年 10 月 1 日時点）

⑤ 将来人口推計

将来人口推計をみると、いずれの場合も令和7年までに人口増加のピークが過ぎ、令和47年では30,000人前後（29,729人～33,426人）まで減少すると推計されています。



出典：R E S A S（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」に基づき
まち・ひと・しごと創生本部作成）

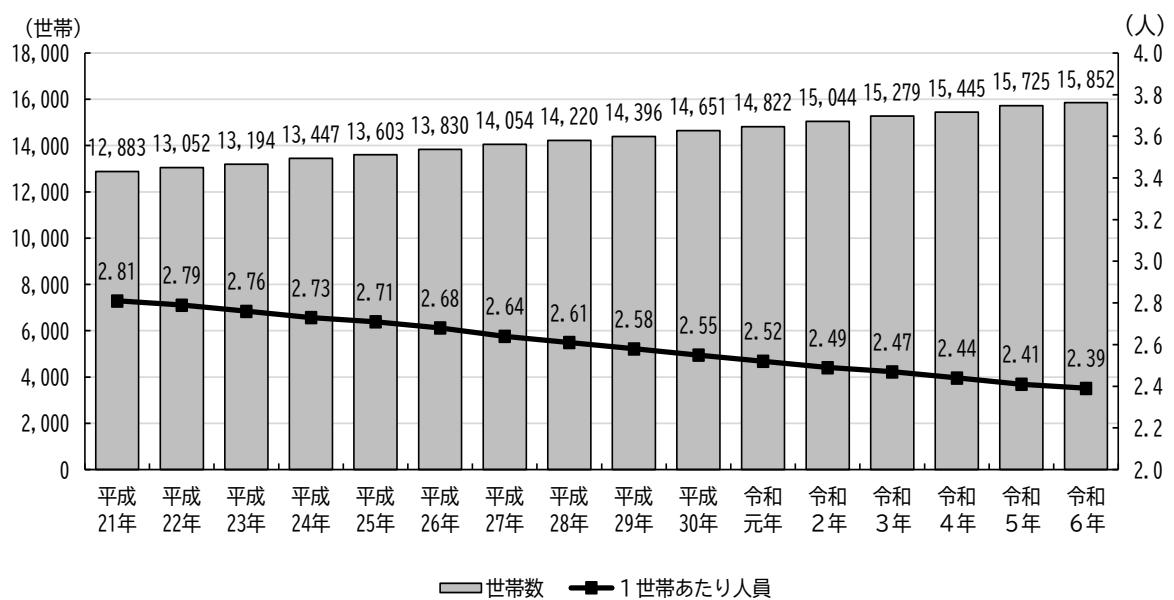
※パターン1：全国の移動率が今後一定程度縮小すると仮定した推計（社人研推計準拠）。

シミュレーション1：合計特殊出生率が人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準の2.1）まで上昇したとした場合のシミュレーション。

シミュレーション2：合計特殊出生率が人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準の2.1）まで上昇し、かつ人口移動が均衡したとした（移動がゼロとなった）場合のシミュレーション。

（2）世帯数の推移

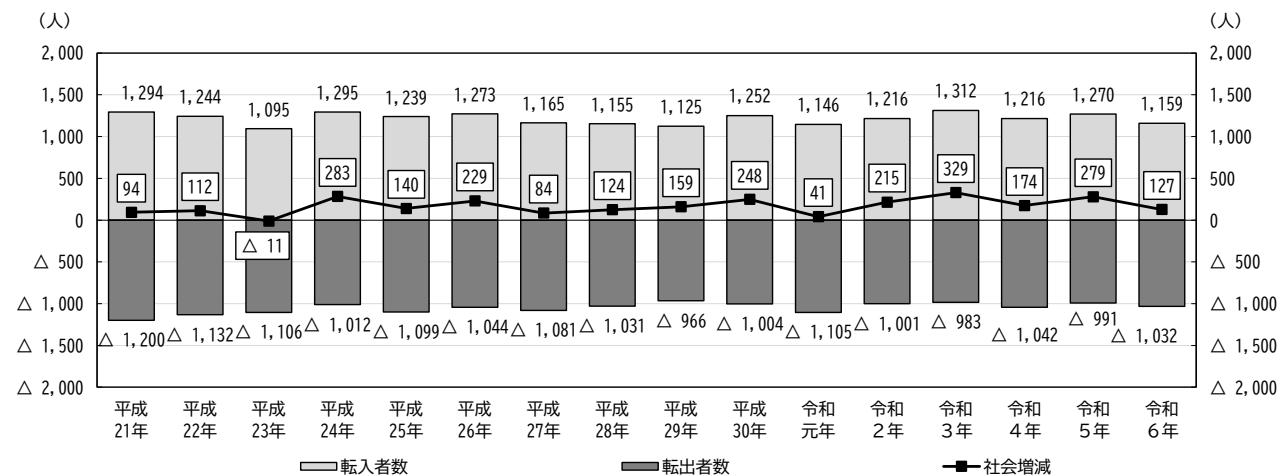
世帯数は年々増加傾向にあり、令和6年には15,852世帯となっています。一方、1世帯あたり人員は減少傾向にあり、平成21年の2.81人から、令和6年には2.39人となっています。



出典：住民基本台帳（各年10月1日時点）

(3) 転入者数・転出者数の推移

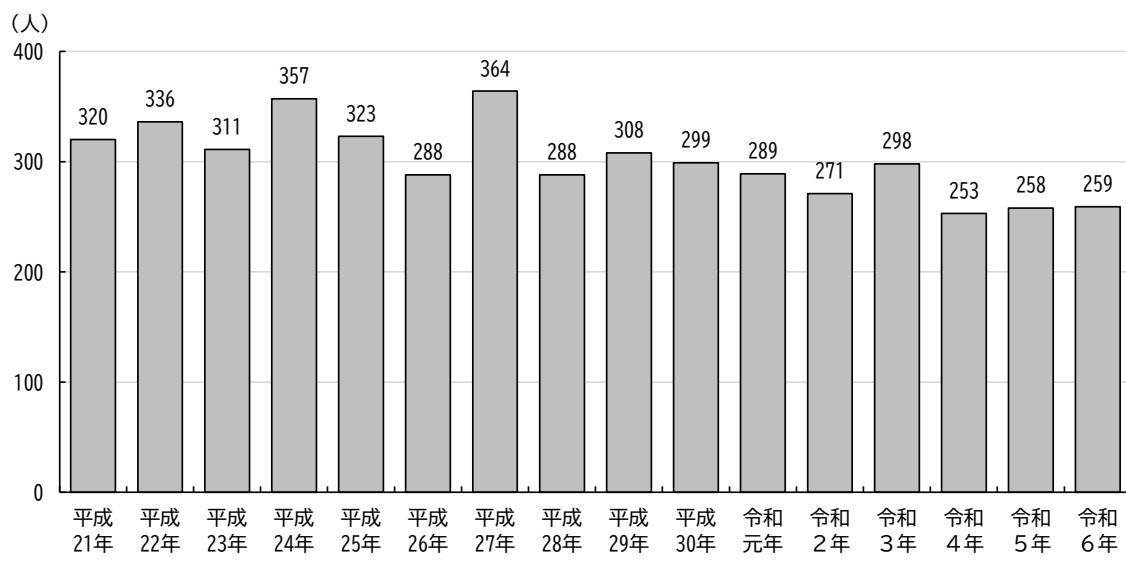
社会増減は平成 23 年を除き、転入超過傾向となっています。令和元年には増加幅が縮小しましたが、令和 2 年以降は再び拡大し、令和 3 年には過去最大の 329 人となりました。直近の令和 6 年では 127 人とやや縮小しています。



出典：奈良県推計人口調査（各年 10 月 1 日時点）

(4) 出生数の推移

出生数は増減を繰り返しつつ減少傾向にあり、平成 28 年から令和 3 年までは 300 人前後となっていましたが、直近 3 年間では 250 人台となっています。

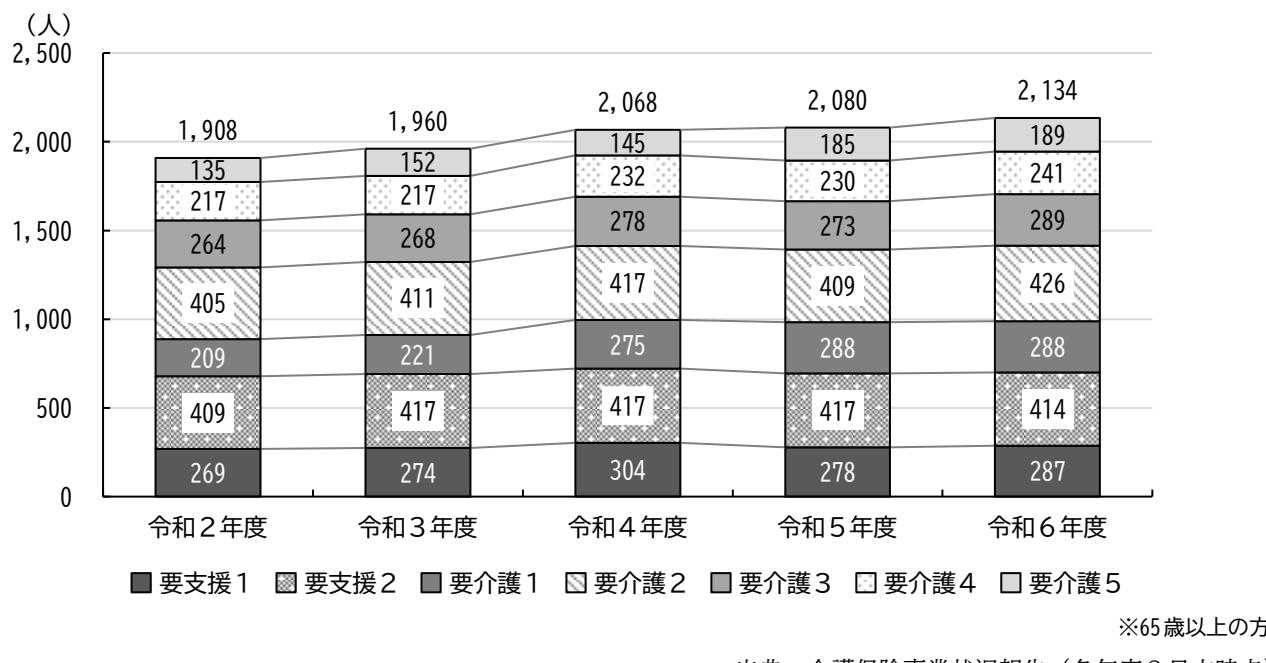


出典：人口動態統計

(5) 要支援者・要介護認定者数の推移

要支援認定者数をみると、要支援1は令和4年度まで増加しており、以降は減少傾向となっています。要支援2は令和3年度以降、概ね横ばいの傾向となっています。

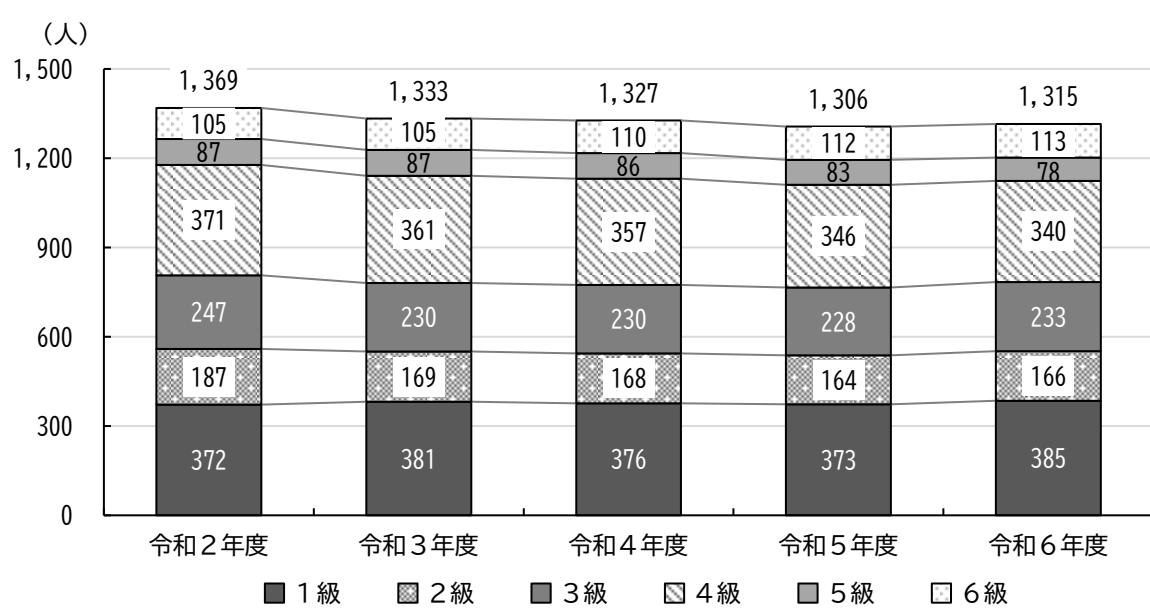
要介護認定者数をみると、要介護1と要介護5は増加傾向となっています。要介護2、要介護3、要介護4は減少した年もありますが、令和6年度では前年より増加しています。



(6) 障がい者手帳所持者数の推移

① 身体障がい者手帳

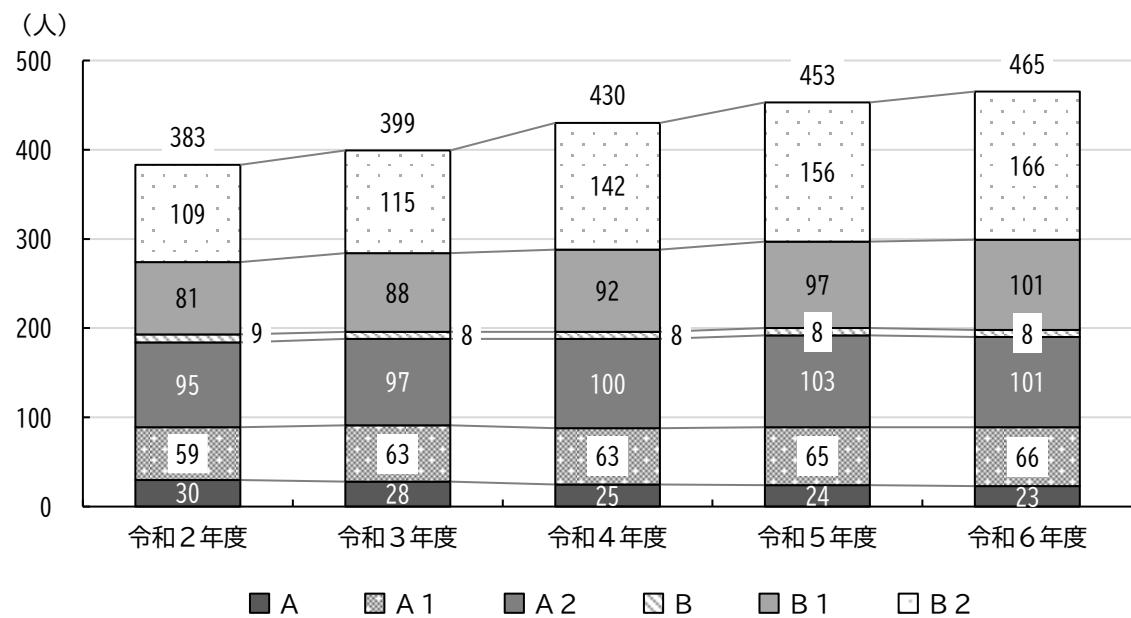
身体障がい者手帳所持者数は、令和5年度まで減少傾向でしたが、令和6年度には9人増加し1,315人となっています。等級別にみると、1級、2級、3級が令和5年度まで減少傾向、令和6年度には増加しており、その他の級は減少または横ばいの傾向となっています。



出典：社会福祉課（各年度3月末時点）

② 療育手帳

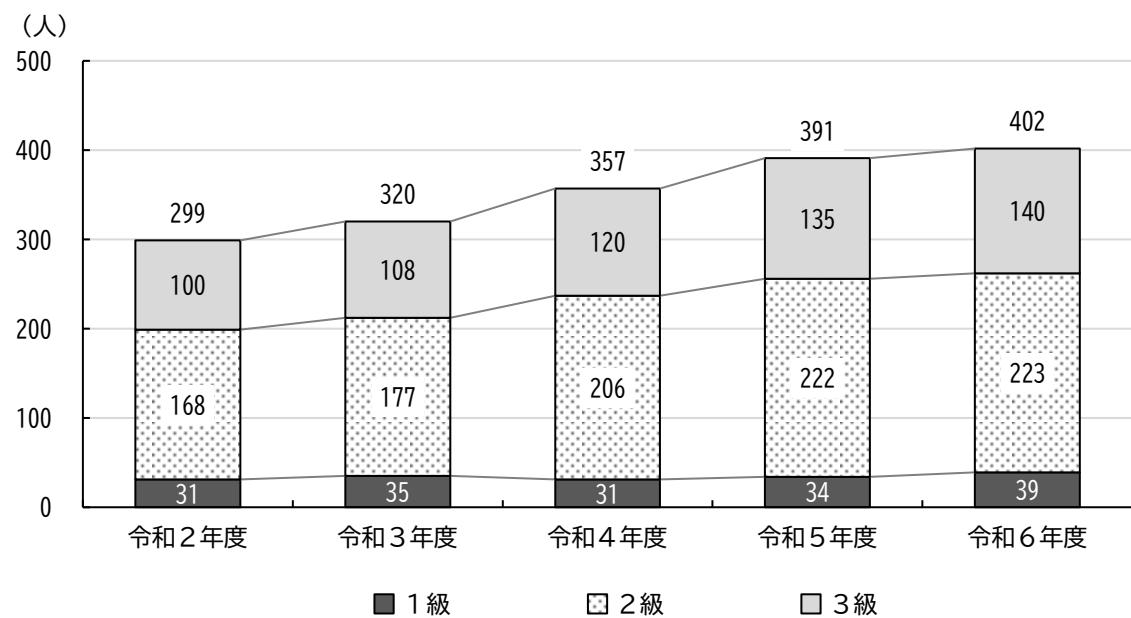
療育手帳所持者数は、令和2年度以降増加傾向となっています。判定別にみると、A 1（最重度）、B 1（中度）、B 2（軽度）の区分で増加傾向となっています。



出典：社会福祉課（各年度3月末時点）

③ 精神障がい者保健福祉手帳

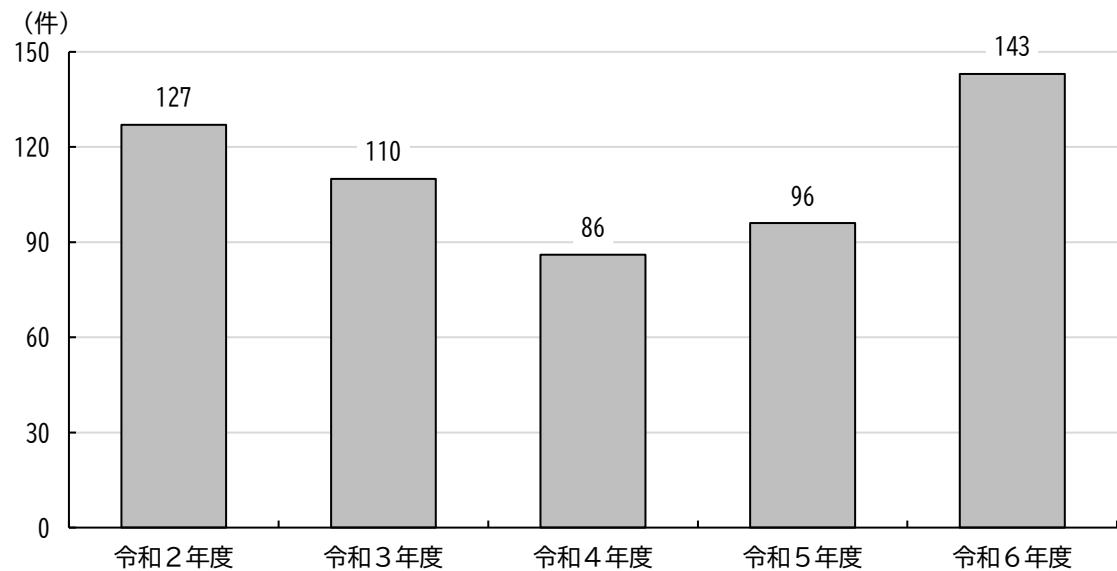
精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、令和2年度以降増加傾向となっています。等級別にみると、1級は概ね横ばいの傾向、2級と3級は増加傾向となっています。



出典：社会福祉課（各年度3月末時点）

(7) 児童虐待相談対応件数の推移

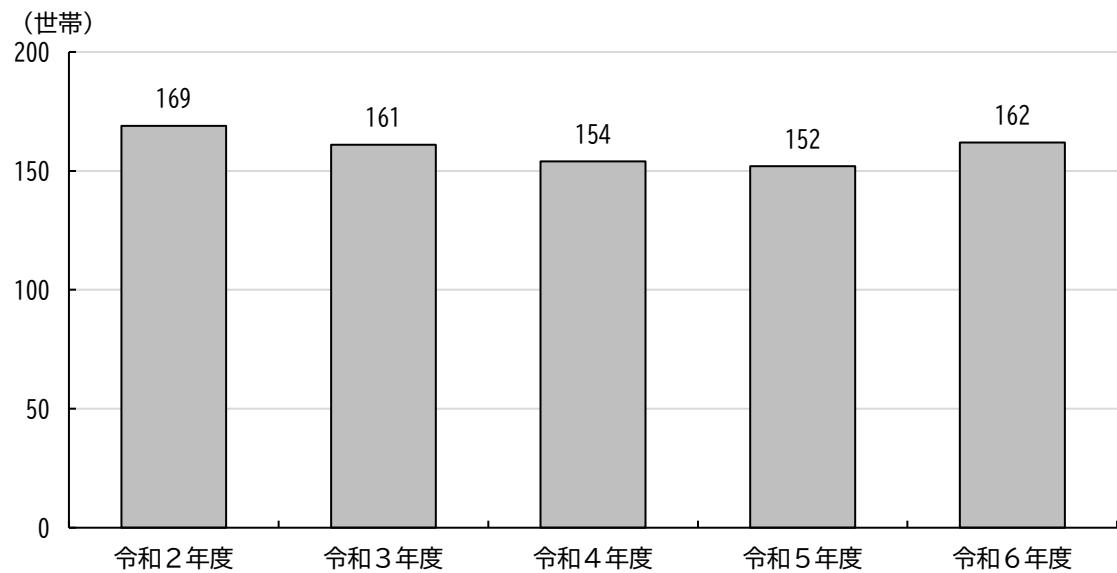
児童虐待相談対応件数は、令和2年度から令和4年度まで減少傾向でしたが、令和5年度以降増加し、令和6年度には143件となっています。



出典：福祉行政報告例

(8) 生活保護世帯数の推移

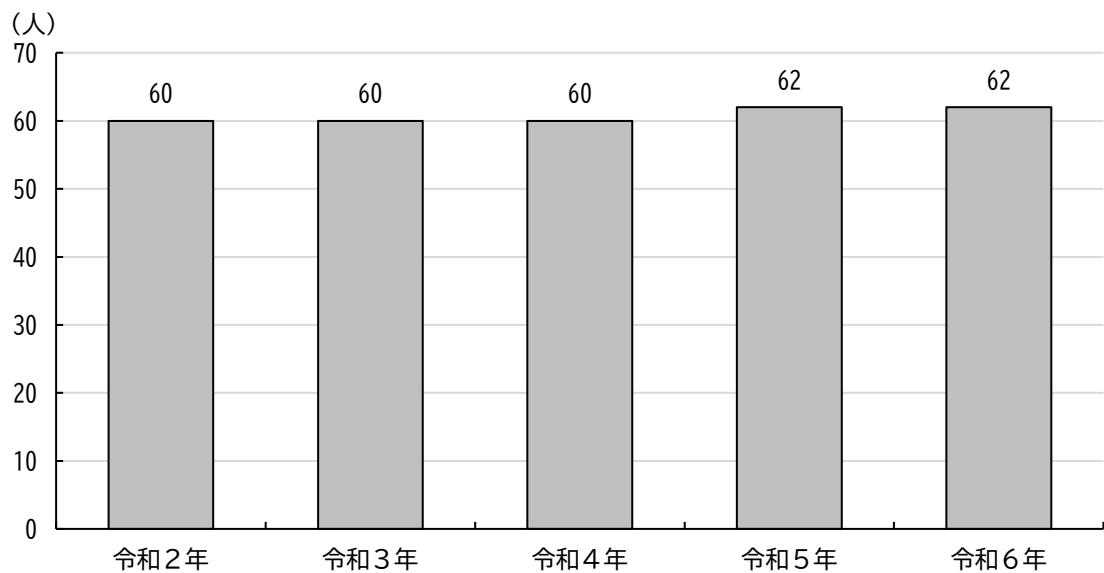
生活保護世帯数は、令和2年度から令和5年度まで微減傾向でしたが、令和6年度に増加し、162世帯となっています。



出典：社会福祉課（各年度3月末時点）

(9) 民生委員・児童委員数の推移

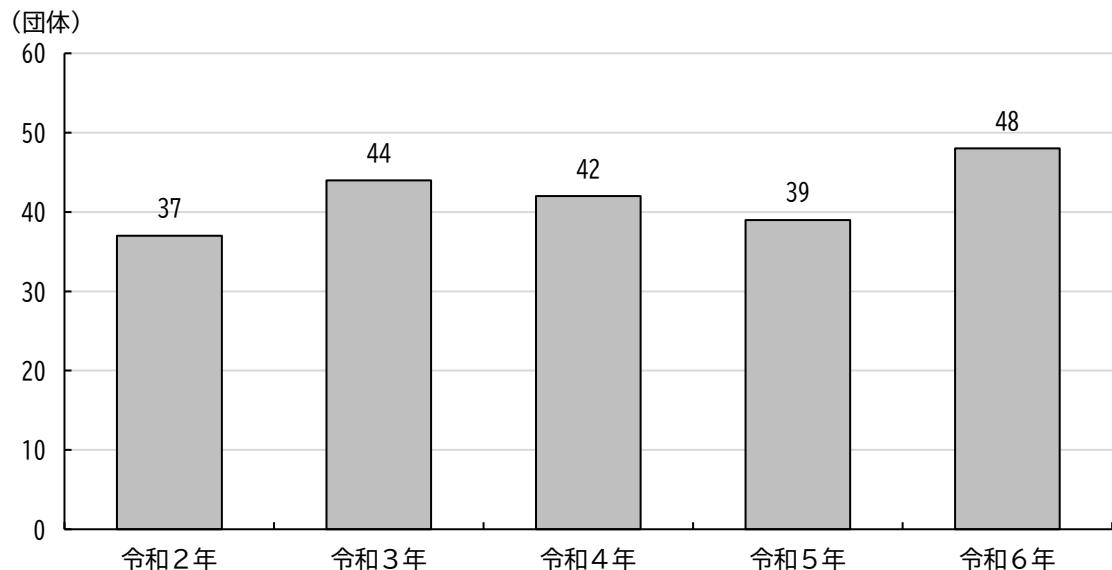
民生委員・児童委員数は、合併した平成16年以降、同数で推移しており、令和5年以降は62人に増員しています。



出典：社会福祉課（各年3月末時点）

(10) ボランティア団体数の推移

令和2年から令和6年の間におけるボランティアセンター登録数の推移をみると、令和2年では37団体あり、その後増減を繰り返しつつも登録数が増え、令和6年には48団体となっています。



出典：葛城市社会福祉協議会（各年3月末時点）

(11) 地域福祉の担い手

本市においては、大字（自治会）をはじめ、地域を担う団体が多数活動し、活躍しています。本市における地域福祉の担い手として期待される主な団体は下記の通りです。

団体名	団体数・人数
葛城市社会福祉協議会登録のボランティア数	47 団体
寿連合会	62 団体 (うち 10 団体休止)
子ども会	20 団体
放課後児童クラブ	5 団体
民生委員・児童委員	62 人
大字（自治会）	44 か大字
就学前教育・保育施設	認定こども園：3 幼稚園：4 保育園：5 (小規模保育施設：2)
小・中学校	小学校：5 中学校：2
社会福祉法人	8 法人
NPO法人	8 法人
葛城市社会福祉協議会	1 支部
公民館・コミュニティセンター	67 か所

※いずれも令和7年4月1日時点

2 各種調査結果の概要

(1) 市民アンケート調査結果

① 調査の概要

調査の目的	「第2期葛城市地域福祉計画・葛城市地域福祉活動計画」の策定にあたり、市民の皆様の福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握とともに、ご意見等をお伺いし、計画策定の基礎資料として活用するために実施しました。
調査地域	奈良県葛城市内
調査対象者	葛城市在住の16歳以上の方のうち無作為抽出をした市民2,000人 (令和7年6月1日現在、住民基本台帳に記載のある方)
調査期間	令和7年7月8日（火）～令和7年7月22日（火）（全15日間）
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入方式及びWEB回答

<回収結果>

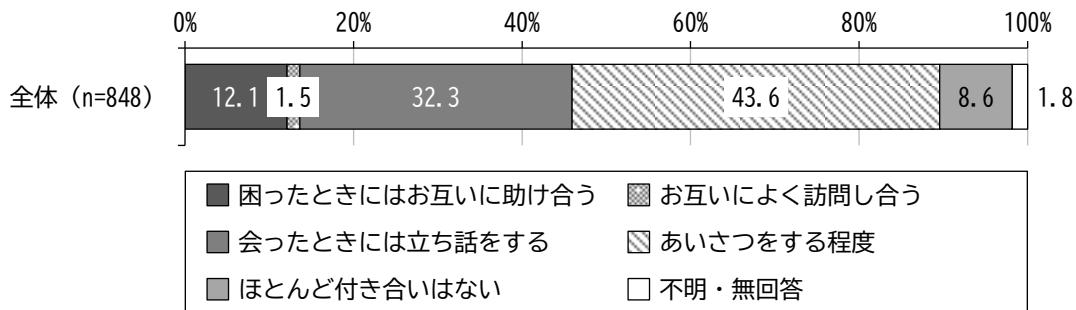
調査対象者数（配布数）	有効回収数	有効回収率
2,000人	848人	42.4%

※前回調査は、令和2年に実施した調査

② 調査結果の概要

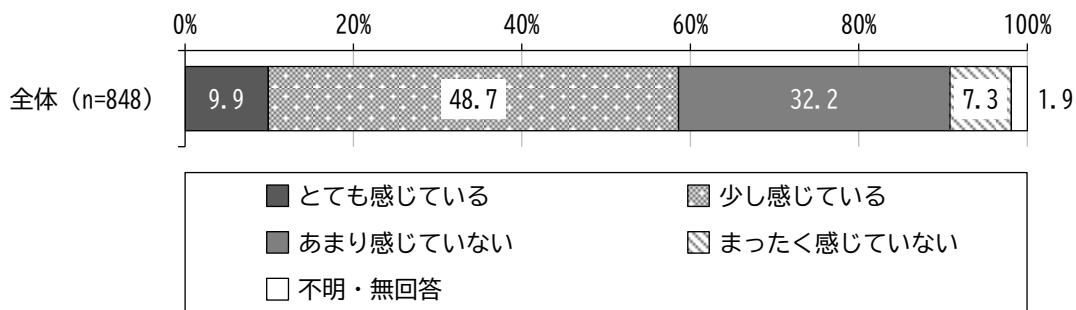
■あなたは、ご近所とのお付き合いをどの程度していますか。(単数回答)

「あいさつをする程度」が 43.6% と最も高く、次いで「会ったときには立ち話をする」が 32.3%、「困ったときにはお互いに助け合う」が 12.1% となっています。



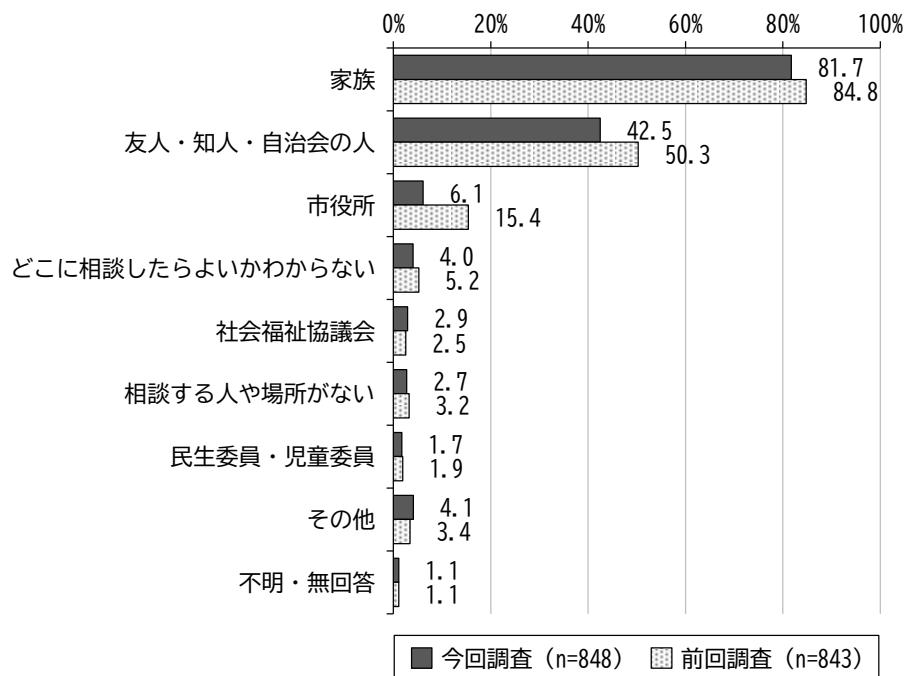
■あなたのお住まいの地域では、地域の人々がお互いに支え合い、助け合っていると感じますか。(単数回答)

「少し感じている」が 48.7% と最も高く、次いで「あまり感じていない」が 32.2%、「とても感じている」が 9.9% となっています。



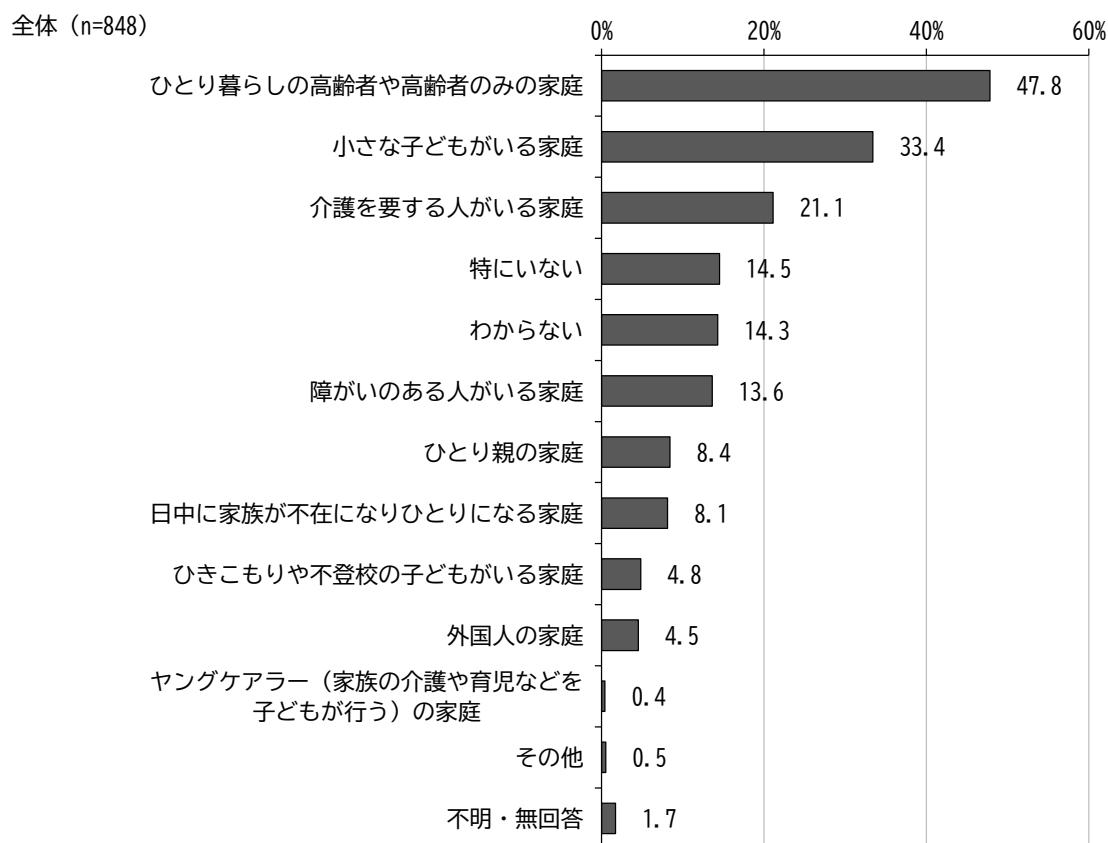
■あなたは困りごとがあるとき誰に相談をしていますか。(複数回答)

「家族」が 81.7% と最も高く、次いで「友人・知人・自治会の人」が 42.5%、「市役所」が 6.1% となっています。



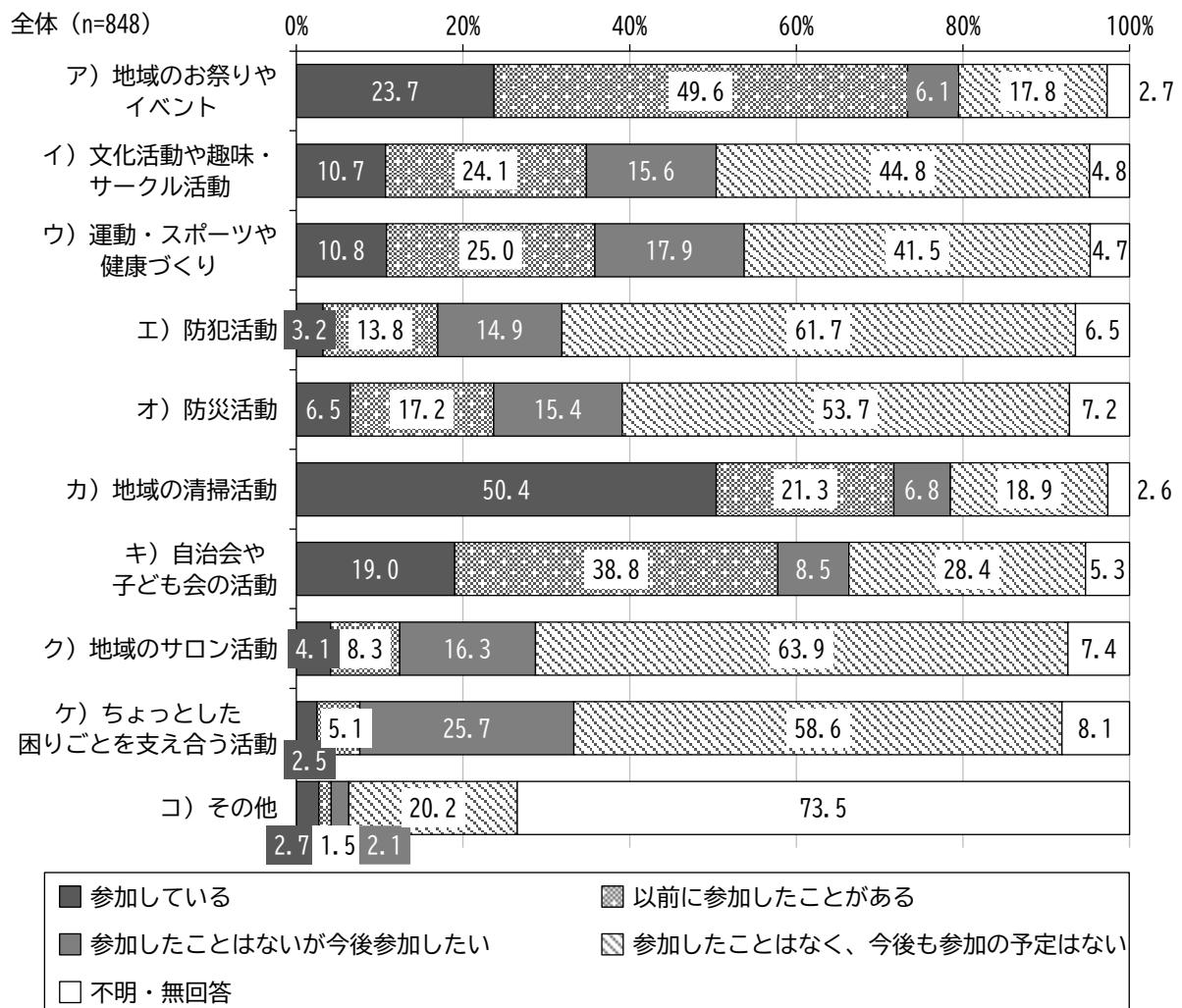
■隣近所に、以下の選択肢のようなご家庭がありますか。(複数回答)

「ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの家庭」が 47.8% と最も高く、次いで「小さな子どもがいる家庭」が 33.4%、「介護を要する人がいる家庭」が 21.1% となっています。



■あなたは、地域での活動に参加していますか。（単数回答）

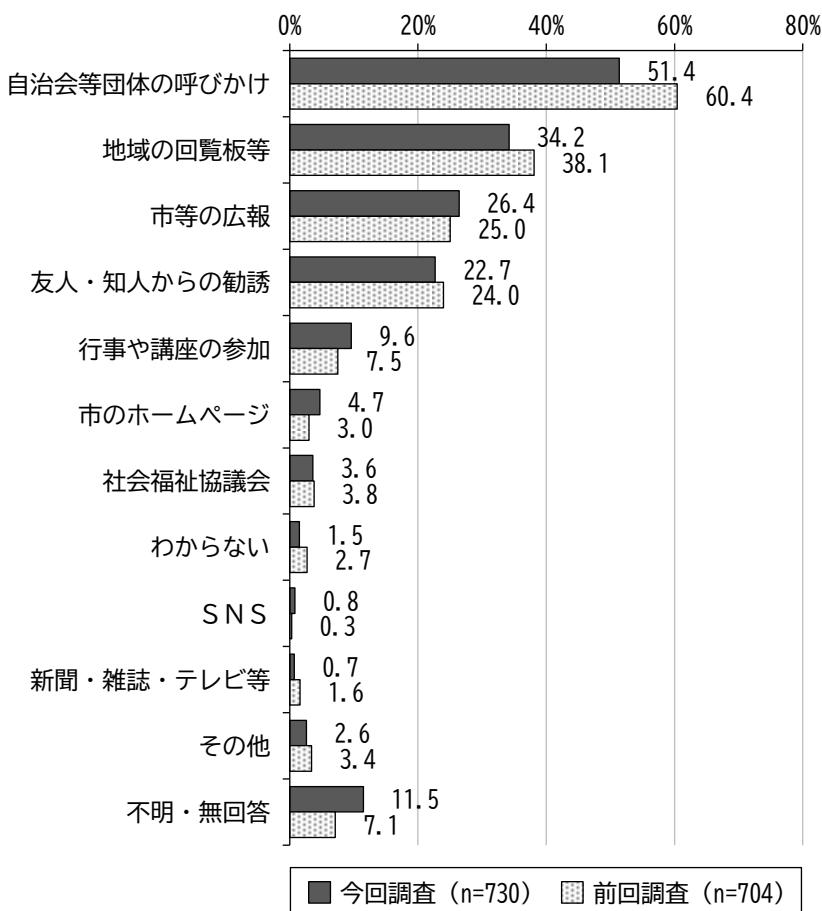
地域活動の参加状況についてみると、《カ）地域の清掃活動》では「参加している」、《ア）地域のお祭りやイベント》《キ）自治会や子ども会の活動》では「以前に参加したことがある」、その他の項目では「参加したことはなく、今後も参加の予定はない」が最も高くなっています。



地域での活動ア)～コ)のいずれかで「参加している」「以前に参加したことがある」を選んだ方

■あなたが参加した地域での活動を知ったきっかけは何かですか。(複数回答)

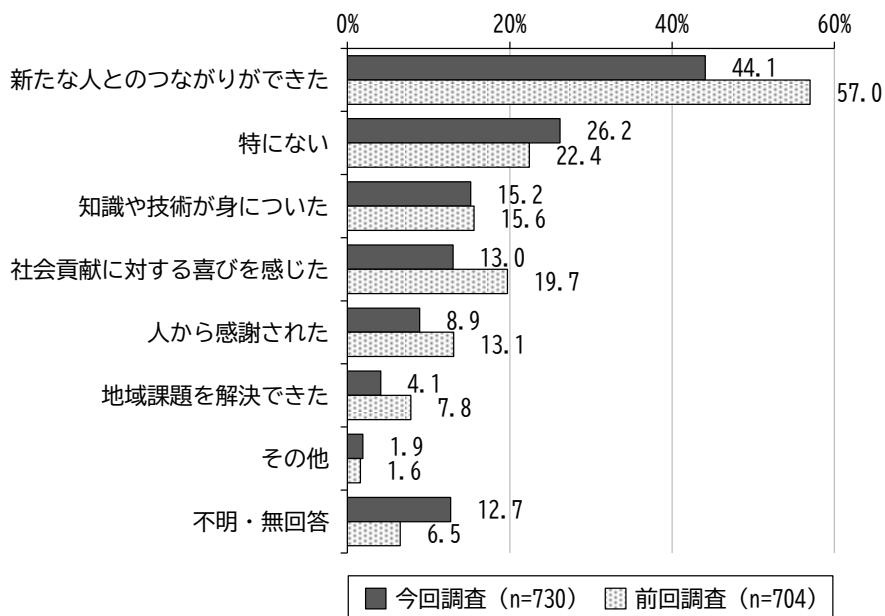
「自治会等団体の呼びかけ」が51.4%と最も高く、次いで「地域の回覧板等」が34.2%、「市等の広報」が26.4%となっています。



地域での活動ア)～コ)のいずれかで「参加している」「以前に参加したことがある」を選んだ方

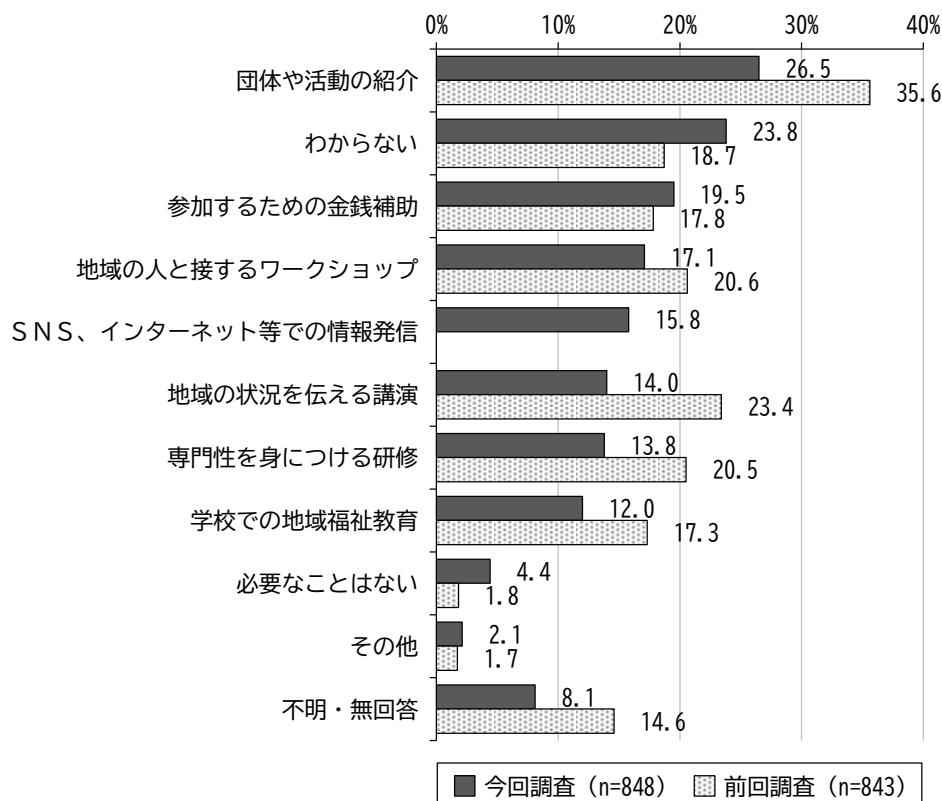
■あなたが地域での活動をしてよかったですと感じたことは何ですか。(複数回答)

「新たな人とのつながりができた」が44.1%と最も高く、次いで「特はない」が26.2%、「知識や技術が身についた」が15.2%となっています。



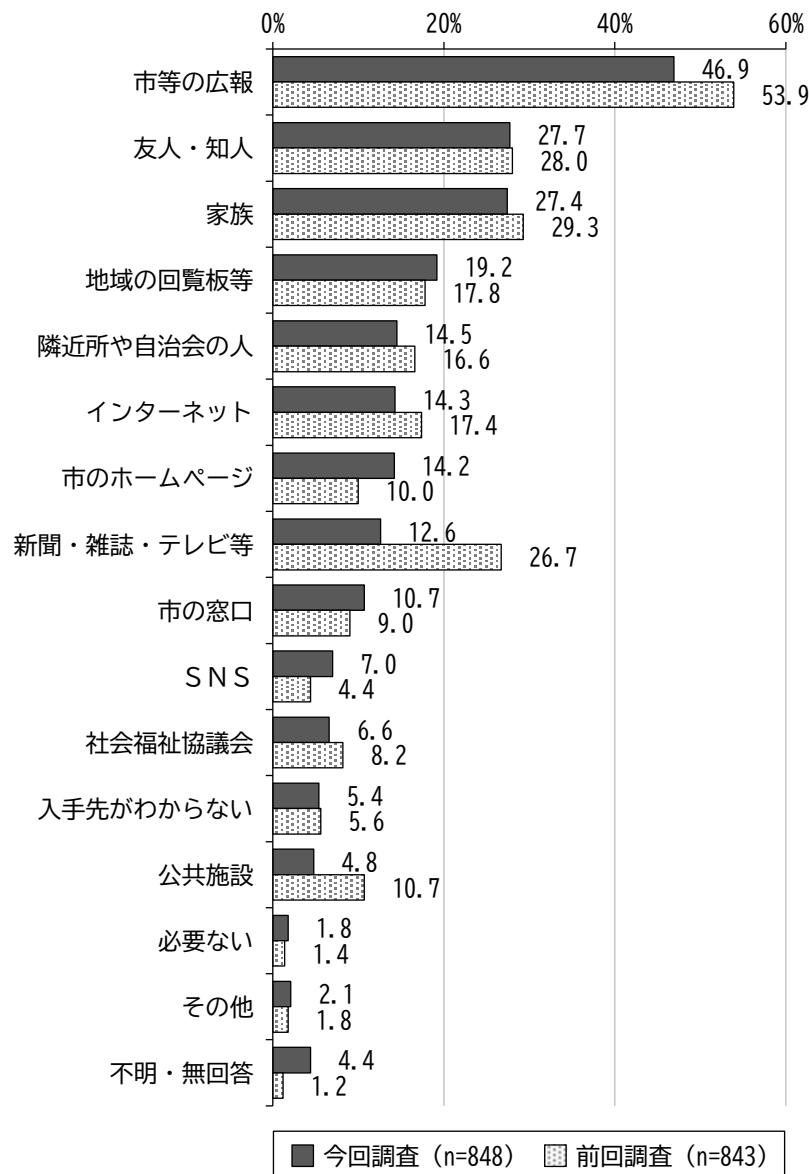
■あなたは地域活動の担い手づくりをするために何が必要だと思いますか。(複数回答)

「団体や活動の紹介」が26.5%と最も高く、次いで「わからない」が23.8%、「参加するための金銭補助」が19.5%となっています。



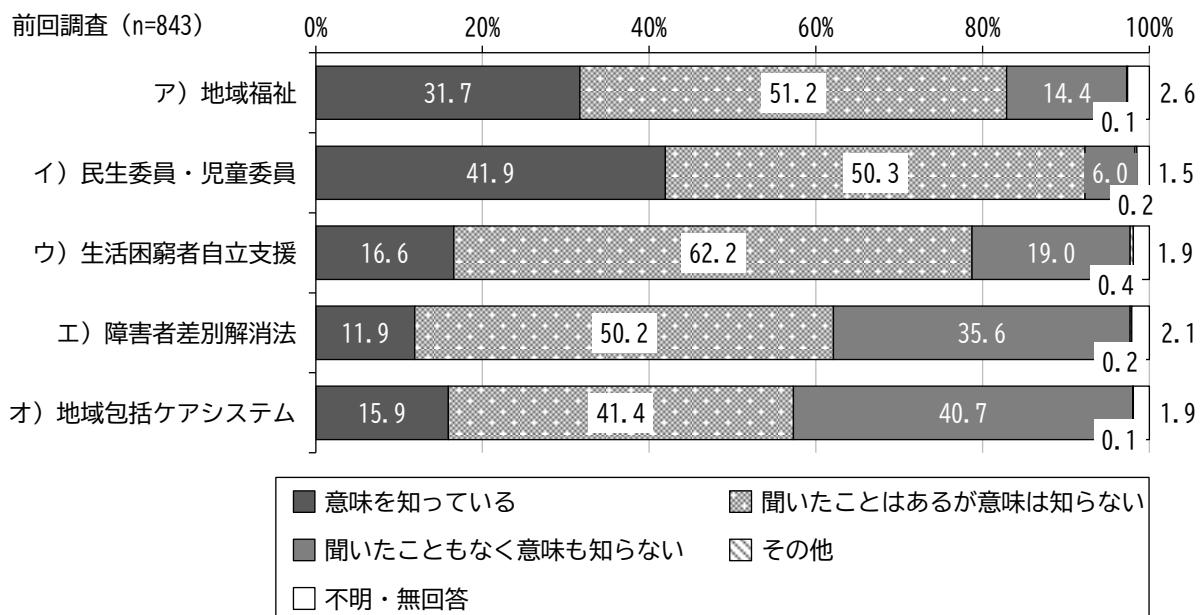
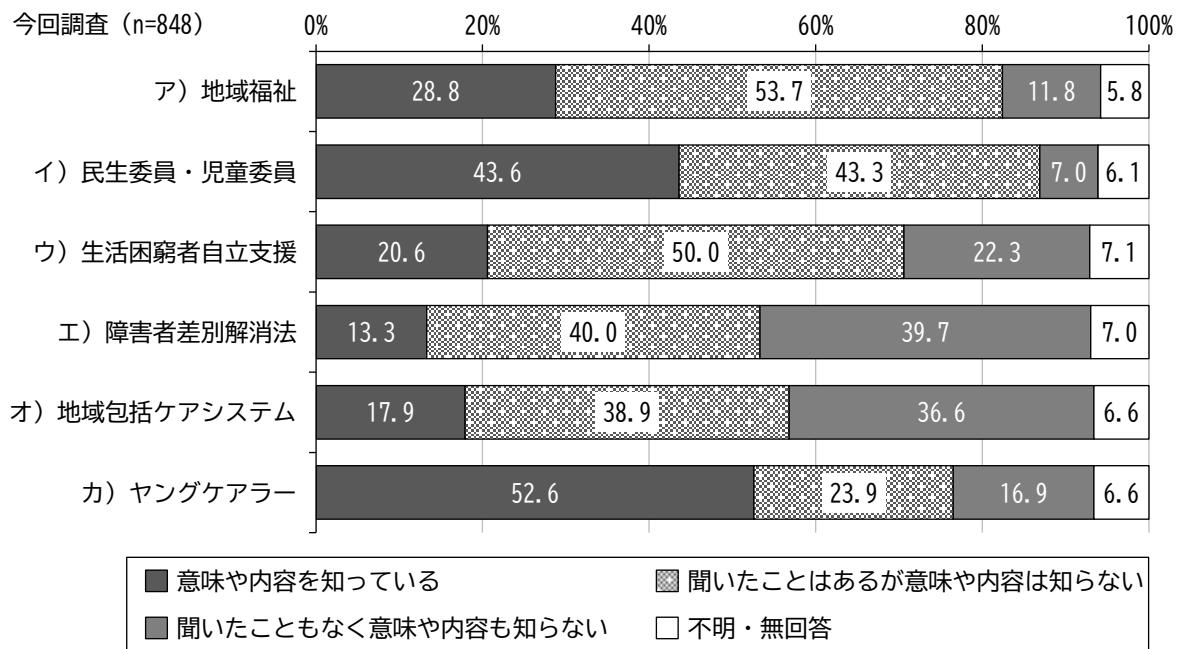
■あなたは福祉に関する情報をどこで入手していますか。(複数回答)

「市等の広報」が 46.9%と最も高く、次いで「友人・知人」が 27.7%、「家族」が 27.4%となっています。



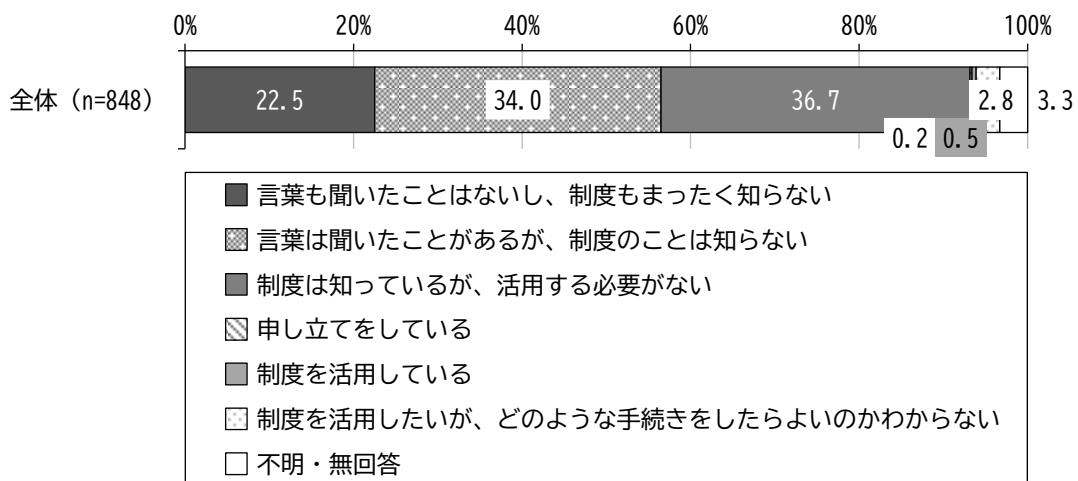
■次の事柄について、言葉の意味や制度、活動等を知っていますか。(単数回答)

言葉の意味や制度、活動等の認知度についてみると、《イ）民生委員・児童委員》《カ）ヤングケアラー》では「意味や内容を知っている」、その他の項目では「聞いたことはあるが意味や内容は知らない」が最も高くなっています。



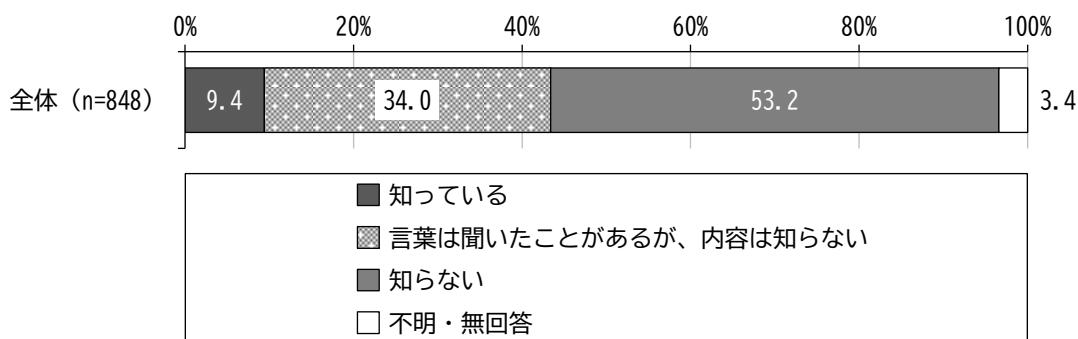
■あなたは、「成年後見制度」について知っていますか。(単数回答)

「制度は知っているが、活用する必要がない」が 36.7%と最も高く、次いで「言葉は聞いたことがあるが、制度のことは知らない」が 34.0%、「言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない」が 22.5%となっています。



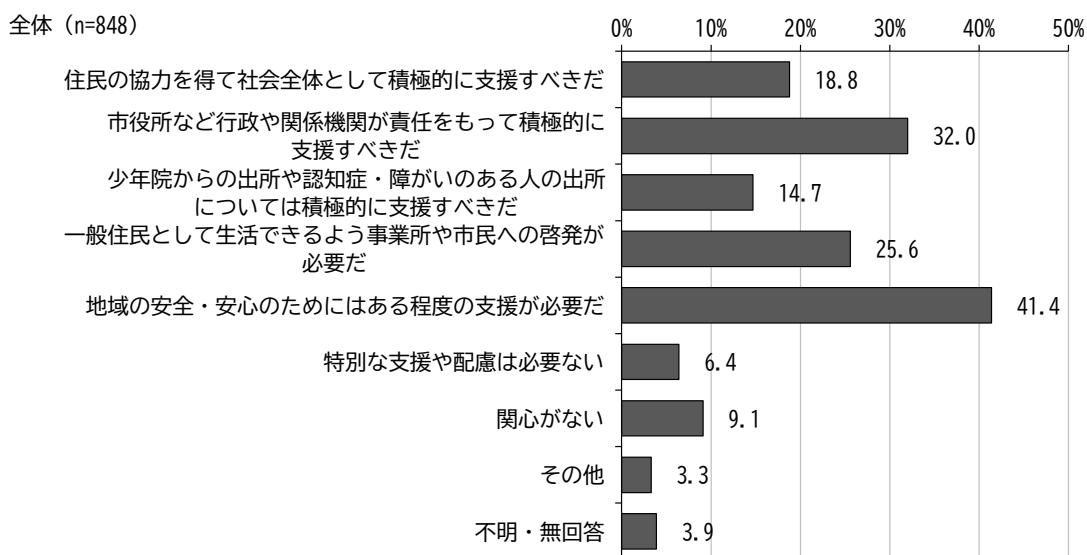
■国は平成 28 年（2016 年）に「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」を施行し、再犯防止を推進していることを知っていますか。(単数回答)

「知らない」が 53.2%と最も高く、次いで「言葉は聞いたことがあるが、内容は知らない」が 34.0%、「知っている」が 9.4%となっています。



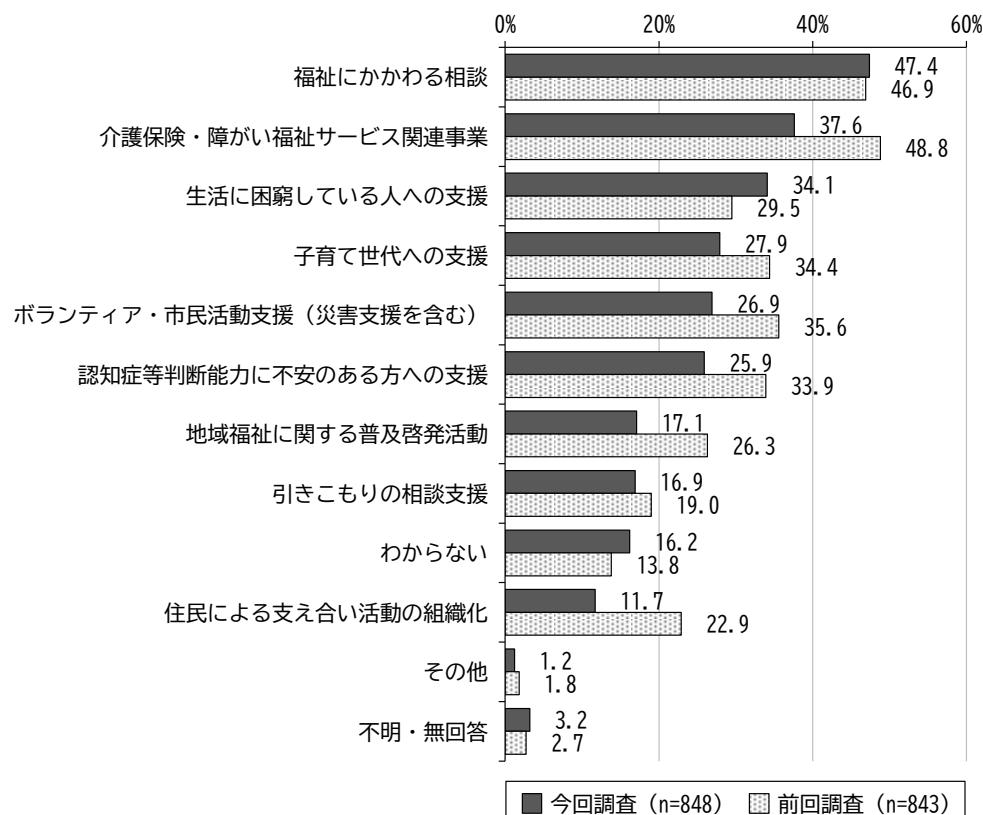
■刑務所や少年院を出た人が円滑に社会復帰できるように支援することについて、あなたの考えに特に近いものを選んでください。(複数回答)

「地域の安全・安心のためにはある程度の支援が必要だ」が 41.4%と最も高く、次いで「市役所など行政や関係機関が責任をもって積極的に支援すべきだ」が 32.0%、「一般住民として生活できるよう事業所や市民への啓発が必要だ」が 25.6%となっています。



■社会福祉協議会の事業で充実した方が良いと思うものはどれですか。(複数回答)

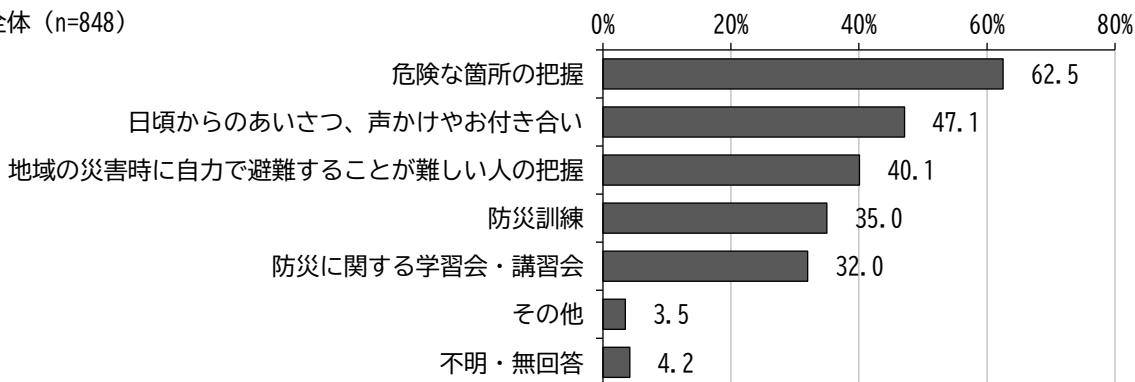
「福祉にかかる相談」が 47.4%と最も高く、次いで「介護保険・障がい福祉サービス関連事業」が 37.6%、「生活に困窮している人への支援」が 34.1%となっています。



■あなたは、地域における災害時の備えとして、どのような取り組みが重要だと思いますか。
(複数回答)

「危険な箇所の把握」が62.5%と最も高く、次いで「日頃からのあいさつ、声かけやお付き合い」が47.1%、「地域の災害時に自力で避難することが難しい人の把握」が40.1%となっています。

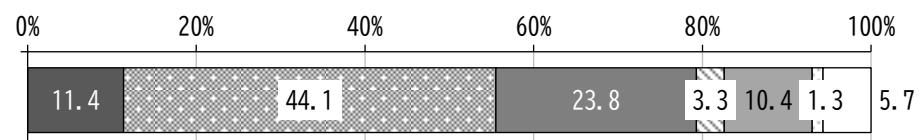
全体 (n=848)



■地域福祉を充実させていくうえで、住民と行政との関係はどうあるべきだとお考えですか。
(単数回答)

「住民も行政も協力し合い、ともに取り組むべきである」が44.1%と最も高く、次いで「行政が責任を果たすべきだが、手の届かない部分は住民が協力するべきである」が23.8%、「住民同士で助け合い、手の届かない部分は行政が援助するべきである」が11.4%となっています。

全体 (n=848)

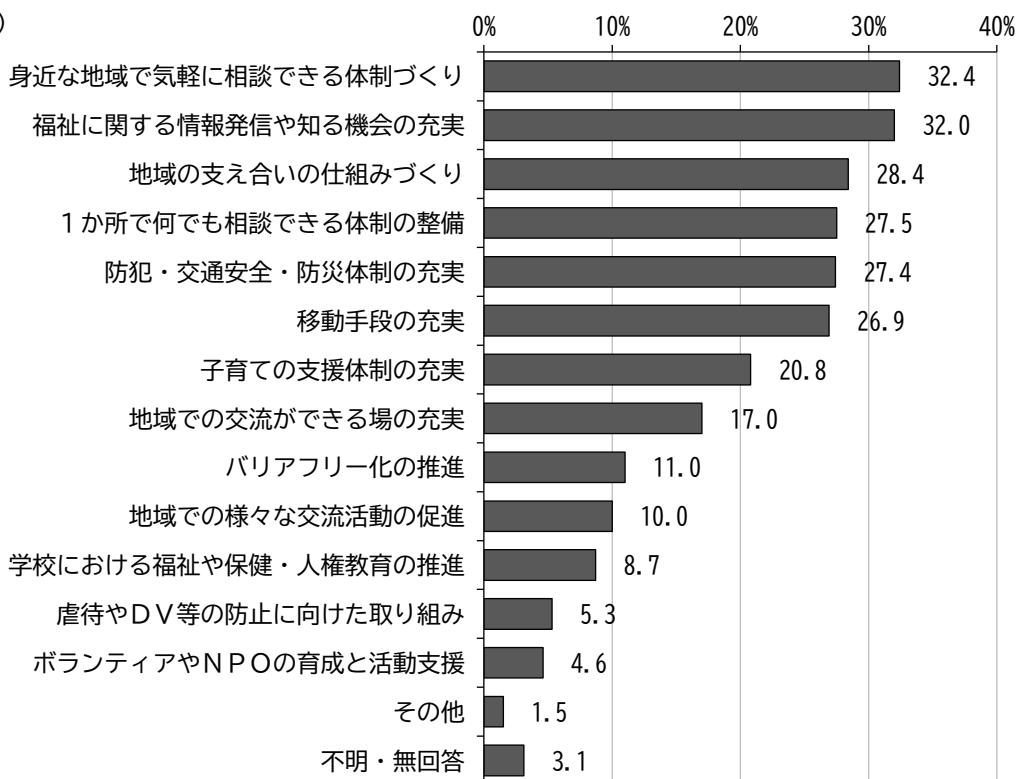


- 住民同士で助け合い、手の届かない部分は行政が援助するべきである
- 住民も行政も協力し合い、ともに取り組むべきである
- 行政が責任を果たすべきだが、手の届かない部分は住民が協力するべきである
- 福祉を充実する責任は行政にあり、住民はそれほど協力することはない
- わからない
- その他
- 不明・無回答

■今後、福祉を充実させるうえで取り組むべき施策として、何を優先して取り組むべきだと思いますか。(上位3つまで複数回答)

「身近な地域で気軽に相談できる体制づくり」が32.4%と最も高く、次いで「福祉に関する情報発信や知る機会の充実」が32.0%、「地域の支え合いの仕組みづくり」が28.4%となっています。

全体 (n=848)



(2) 関係団体調査結果

① 調査の概要

調査の目的	「第2期葛城市地域福祉計画・葛城市地域福祉活動計画」の策定にあたり、福祉関係団体・事業者等の皆様の福祉についての考え方や意見を伺い、計画策定のための基礎資料として活用するために実施しました。
調査地域	奈良県葛城市内
調査対象者	福祉関係団体・事業者等 11団体
調査期間	令和7年8月1日（金）～令和7年9月10日（水）（全41日間）
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入方式

② 調査結果の概要

■現在の活動を通して感じていること、また、今後の活動に向けた考え方

【活動の中で感じられる「団体としての課題」や問題点】	
人材不足	全体的に、会員・参加者の高齢化が進み、担い手不足や一人あたりの負担増が課題となっています。活動を継続するうえで若い世代の参加が少なく、将来的な存続に不安があるとの声もありました。
	研修会等の参加状況にばらつきがあり、協力者や運営スタッフが不足していることから、活動の拡大や質の維持が難しいという意見もありました。
活動周知	活動の周知方法が限られ、必要な方へ情報が届きにくいことから、広報等の活用や行政等との連携強化の必要性も課題としてあげられました。

【新型コロナウイルス感染拡大以降の団体活動や地域の変化】	
活動再開	新型コロナウイルス感染拡大時には、訪問や行事、街頭啓発などが制限され、会議もオンライン化されましたが、徐々に対面での活動が再開され、現在は大きな支障はないという声がありました。
変化や影響	交流機会の減少による地域のつながりの希薄化や、活動規模縮小の影響が指摘されました。
オンライン活動	オンラインやLINEを活用した連絡体制の充実など、仕事により平日参加できない人も参加しやすい活動方法が生まれたことを利点とする声もありました。一方で、対面でコミュニケーションをとる活動に意義を感じるという意見もありました。

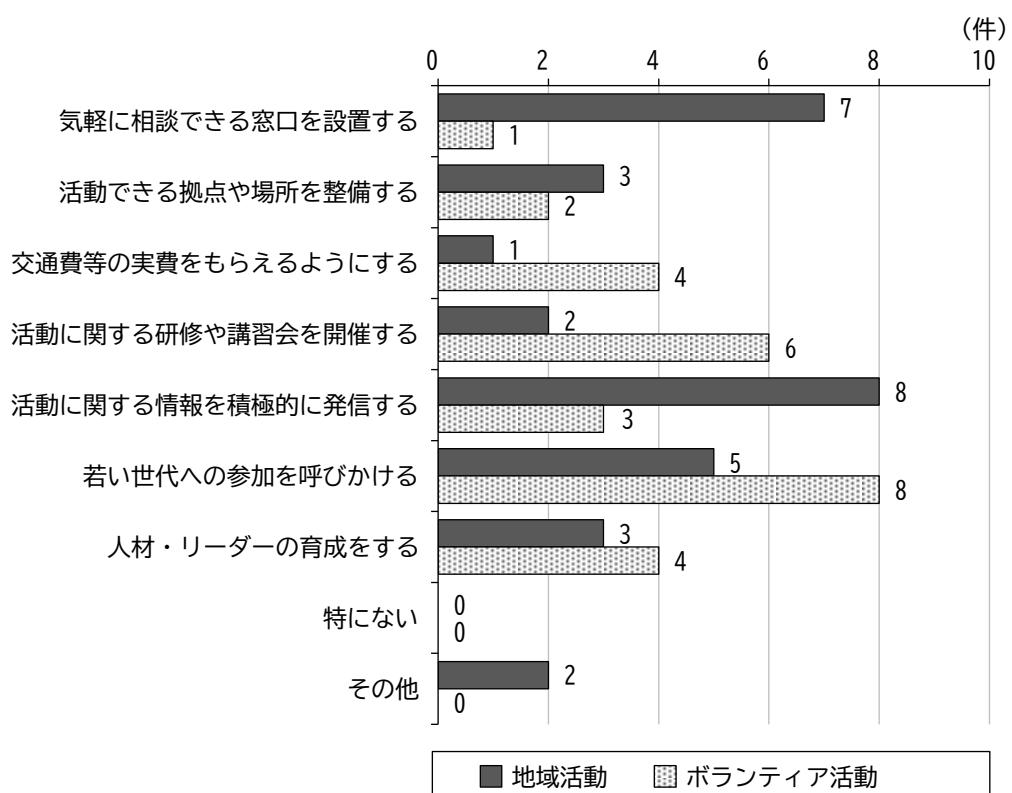
【課題や問題点の解決に向けて、今後取り組んでいきたいこと】	
地域の状況把握	地域の世帯の状況把握が現在では困難であり、関わり方も難しい中で、行事等を通じて関わることを進めていくという意見がありました。
活動の広がり	今後は、若い世代や子育て世帯、障がいのある方とその家族など、地域の多様な住民とのつながりを広げ、参加者の層を拡大していきたいとの意見が多く寄せられました。
交流	活動や活動に関連する内容について、広報の充実やSNS等による情報発信を進めることで、関心を持ってもらえる機会づくりが必要という意見がありました。

■地域の他の組織・団体や行政との連携体制

【他の組織・団体との連携体制】	
情報共有 交流機会	地域の個人情報を扱う立場から連携にためらいがあるとの声もありましたが、啓発につながる情報は積極的に共有し、交流や研修機会を増やしたいという意見が多くあげられました。
人材不足 対策	高齢化による担い手不足や会員確保の課題もあり、行政・企業・他団体との協働強化、イベント等を通じた発信、補助金対象団体としての位置づけ確立、地域内外での情報交換などを進める意向が示されました。
【行政との連携体制】	
情報発信	行政には、各課との連携をさらに深めるとともに、広報や情報発信の強化、啓発活動の共同開催を期待する意見がありました。
地域活動 支援	類似活動団体との交流や福祉情報の入手など、地域に根ざした活動を支援してもらう体制を整えてほしいという意見が多くあげられました。また、補助金拡大等を求める声もありました。

■今後、地域活動・ボランティア活動の輪を広げていくために必要なこと

(それぞれ3つまで選択)



■地域での支え合いが積極的に行われるために必要な取組

【地域の団体や関係機関ができること】	
交流	地域での支え合いを促進するためには、世代を超えた住民同士の交流や挨拶・会話の機会を増やすことが重要という意見が多くあげされました。
周知啓発 理解促進	地域団体や自治会の活動を活性化するため、一対一のコミュニケーションや啓発活動を通じて活動状況を周知し、住民の理解を深めることが必要という意見がありました。 関係機関と協力し、正しい情報の発信や周知啓発を行う必要があるという意見もありました。
【住民ができること】	
助け合い	日常的な声かけや顔の見える関係づくりを通じて、隣近所の変化や困りごとに気づき助け合うことが重要という意見が多くあげされました。 家族や地域での話し合いや協力を通じて、安心して暮らせる居場所づくりや防犯意識の向上を目指すことを求める意見もありました。
意識 づくり	年代や状況に応じた地域活動やボランティア活動への参加の工夫、意識の醸成も必要とされており、互いに支え合う地域の流れを定着させることが期待されています。
【行政がすべきこと】	
啓発と 相談体制	地域住民への積極的な啓発や情報提供、障がいや子育て支援に関する相談体制の整備が求められています。
運営・ 連携支援	ボランティア活動や地域課題への参加を促進するため、運営資金の補助や支援制度の充実、他団体との連携提案も必要とする意見がありました。
社会参加	社会復帰が必要な人の働く場所や社会参加の機会を増やすことで、住民の自己肯定感向上や地域活性化につなげることも期待されています。

(3) 市民ワークショップ結果

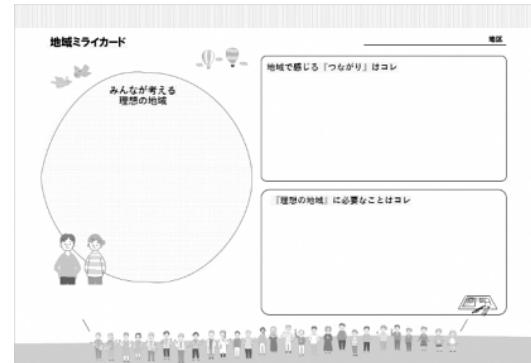
① ワークショップの趣旨と実施概要

参加者：葛城市民

日 時：令和7年9月6日（土）10時～12時

会 場：ゆうあいステーション

ワーキングの趣旨



ワールド・カフェ方式で、「地域のつながりをどう考えているのか、つながりをつくるためになにが必要か」について語り合い、まとめとして地域ミライカードを作成しました。

② 意見

【みんなが考える理想の地域】

キーワード	意 見
つながり	<ul style="list-style-type: none">● 新しい向こう3軒両隣の連続⇒地域へ拡がる● 向こう3軒両隣● 色々な世代がつながりを持つ事が理想とは思うが、それを求めている人も求めていない人もいるので、みんなが同じ方向を目指すのは難しいと思います。● 「孤立しない地域」つながる理由やきっかけ、つながれる人・場所がたくさんある地域
助け合い	<ul style="list-style-type: none">● 自分だけで生きていると思わない、支えられていることを自覚すること。自分も支えることができる。助け合い● 自分らしく、押しつけたり、押しつけられない思いやりのある、誰かに負担が多くならないよう助け合える● ご近所で助け合いながら仲良く過ごせる事が理想で、現在も平和な生活です。● みんなの「でしリスト」。「できること」「してほしいこと」リストを作成し、自助・互助力をアップする。
多様性・自分らしさ	<ul style="list-style-type: none">● 多様性を認める。あそび心、やらされ感なし● 負担にならず。それぞれが楽しんで自分らしく過ごすことのできる地域
自治会	<ul style="list-style-type: none">● 自治会単位で誰が住んでいるかわかる。頼りになるリーダーがいる。● 自治会
暮らしやすさ	<ul style="list-style-type: none">● 自身の体力保持の為に色々と出歩きたいが、とても交通の便が悪くてこまっている。もう少し地域のタクシーを利用することを学びたい。
イベント・交流	<ul style="list-style-type: none">● 市町村単位で楽しみを分かちあえる文化活動ができる。● 楽しいイベントを多くしてほしい。高齢者、障がい者共に参加しやすいイベント企画してほしい。

【地域で感じる『つながり』はコレ】

キーワード	意 見
挨拶	<ul style="list-style-type: none"> ● まず挨拶運動 ● 普段は顔を会わせば挨拶程度。向いと隣はもう少し親密に。2人家族でとても気楽にします。 ● あいさつ程度は必要かな?自治会という制度には限界を感じる部分もある。子供会を通じてのイベントなどで顔見知りになるだけでも前進ではないか。 ● あいさつ。立ち話し。ボランティア活動に市や教育委員会が協力的 ● あいさつ。小さな頼まれができる
助け合い	<ul style="list-style-type: none"> ● 迷った時は、できる範囲で関わり。「お互い様」を目標に過ごしていく。高齢者の人達の生きがい探しをする。 ● 自治会行事。顔がみえること。助けあうこと。
イベント・交流	<ul style="list-style-type: none"> ● だんじり祭、顔見知り多い。一斉清掃、子ども会自治会 ● 子ども、おかし、対話(ダイアローグ) ● 子供~大人が気軽に来れる場所(おやつ・えん日など) ● イベント(まつり、清掃、運動会)で顔を合わせる。イベントだけでなく普段から日常的にかかわりがあった方がいい。 ● 「〇〇を通じて」地域清掃、だんじり、ご近所付き合い、集団登下校、自治会、サロン活動 ● 地域の季節のまつりへの参加。子供がでてから行くようになった。
見守り	<ul style="list-style-type: none"> ● 通学を見守る。声かけ。ボランティア。

【『理想の地域』に必要なことはコレ】

キーワード	意 見
助け合い	<ul style="list-style-type: none"> ● 「笑い」と雑談。ちょっとした気づかい。SOSを感じとる ● 地震等の非常時に助け合える事。自宅では門横にだれでも利用出来る様に、小さな小屋に飲み水等をおき、雨水用タンクを雑水利用のためにおいています。 ● 「お互い様」を理念にボランティア精神を広げていく。 ● 面倒見の良い人の存在。
イベント・交流	<ul style="list-style-type: none"> ● 老若男女、子供・老人の交流・駄菓子屋さん ● 子どもと高齢者、みんなで支える。子どもが少ない。子育てたいへん→地域で育てる意識 ● 高齢者と子どもが関わる機会を増やしてほしい。(子育てサロン、高齢者サロンを同時開催) ● 子ども~大人みんなで支えあう。孤独・孤立しない地域を普段から、つながりができる仕掛けづくり?楽しめるイベントなど ● 地域に長く住んでいる人、新しく引っ越してきた人、若者などが楽しく交流できる機会。(自治会に入ったら、歓迎会、市内一斉清掃の後に打ち上げなど) ● 集まれる場を作る
自治会・地域活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会単位、市町村単位の2つが重なり合って交流がある⇒移動手段が必要 ● 自治会の世代交替。些細な交流を頻繁に。 ● 自治会・子ども会など地域でつながるきっかけがたくさんあること ● 子供会復活してほしい ● ボランティア活動、補助
暮らしやすさ	<ul style="list-style-type: none"> ● デジタル化された住民 ● 安全なまち、きれいなまち(汚れ看板の撤去 or 更新) ● 学校帰りの送迎など ● 高齢者、障がい者が孤立しない、外出しやすいまちのバリアフリー
多様性・受容	<ul style="list-style-type: none"> ● 他者への想いやり。多様な価値の受容

3 用語集

あ行

・青色防犯パトロール

子どもたちの安全や多様な犯罪抑止のために、幅広い地域や時間帯に市職員が青色防犯パトロール車を使用し、防犯啓発の音声を流しながら実施する巡回活動。

・アクティブシニア

主に定年退職後の人を指し、趣味やボランティア等、様々な活動に意欲的に元気な高齢者のこと。

・インクルーシブ教育

障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶことを通して、共生社会の実現を目指す考え方であり、障がいのある子どもが教育制度一般から排除されないこと、地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

・SNS

「Social Networking Service」の略称で、登録した利用者同士が交流できるオンラインの会員制サービスのこと。

・NPO法人

「Non-Profit Organization」または「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体の総称。特定非営利活動促進法（通称NPO法）の制定により、「特定非営利活動法人」という法人格を得ることができるようになった。

か行

・ゲートキーパー

心理的・社会的問題や生活上の問題、健康上の問題を抱えている人等の自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のこと。

・権利擁護

認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が十分でない人が、様々な局面で不利益を被ることのないように支援すること。

また、その人の生き方を尊重し、自分の人生を歩めるようにする、という自己実現に向けた取組のこと。

さ行

・自主防災組織

自治会等において、地域住民によって自主的に結成された防災組織であり、災害による被害の防止・軽減のための活動を行う組織のこと。

・児童虐待

児童虐待の防止等に関する法律で、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）による児童（18歳未満）に対する身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の行為と定義されている。

・社会福祉協議会

社会福祉法に基づき、国とそれぞれの都道府県・指定都市、市区町村に設置される民間団体で、通常、「社協」と呼ばれる。地域住民や保健・医療・福祉等の関係者、関係機関・団体と連携し、地域共生社会の実現を目指す社会福祉法人。

・就学前教育・保育施設

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育施設（小規模保育施設）をいう。

・生活困窮者自立支援事業

様々な理由により困難を抱え、生活に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対し、個々の状況に応じた支援を行い、自立促進を目指す事業。

・生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備の推進を目的とし、地域において、生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を担う人のこと。

・ソーシャル・インクルージョン

社会的包摶と訳される、障がいの有無、人種、性別、年齢、貧困、社会的背景などに関係なく、すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげよう、社会の構成員として包み支え合うという理念のこと。

た行

・地域共生社会

人口減少や少子高齢化等の社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度や分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会のこと。

・地域福祉

それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者が互いに協力し合い、地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方。

・地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、地域において住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるしくみのこと。

・地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険やその他福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャー等の専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成等の総合的なケアマネジメントを担う中核機関のこと。

・DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人等、親しい人間関係にある、またはあった者からの暴力のことをいい、DVと略される。殴る、蹴るといった身体的なものだけでなく、経済的・精神的・性的なもの等、様々な形で身近に存在する。

な行

・認知症センター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする人のこと。自治体等が実施する認知症センター養成講座を受講することで認知症センターになることができる。

・ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていく社会を目指す理念のこと。

は行

・パブリックコメント

市の基本的な政策を決めるときに、市民の意見を政策形成に反映させるため、その原案を市民に公表し、それに対する意見を原案に活かせるかどうか検討するとともに、その結果と意見に対する考え方を公表する制度。

・バリアフリー

高齢者や障がいのある人だけでなく、すべての人にとって日常生活の中に存在するあらゆる障壁（バリア）を除くこと。また、社会参加の障壁となる物理的な障壁だけでなく、社会的・制度的・精神的なバリアの除去の意味でも用いられている。

ま行

・まほろばあいサポート運動

奈良県が平成25年8月から取り組んでいる、障がいの有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい共生社会を実現することを目指す運動。

・民生委員・児童委員

民生委員制度は民生委員法に基づき厚生労働大臣より委嘱された者が、地域住民から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行う制度。

民生委員は、地域住民が地域で安心して自立した生活が送れるように、地域住民と行政や社会福祉施設等をつなぐパイプ役として活動している。また、児童福祉法に基づいた児童委員も兼務している。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う。

や行

・要配慮者

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正から使われるようになった用語で、災害時に高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する人。

4 葛城市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成31年3月29日

告示第66号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく葛城市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、葛城市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進捗状況の点検及び評価に関すること。
- (3) その他地域福祉計画に関連する事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、市議会議員、学識経験を有する者、保健医療関係者、福祉関係者、市民から公募した者その他市長が特に必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、5年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集される会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、第3条に規定する委員のほか、必要な者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年告示第24号）

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に委嘱されている者の任期は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

5 葛城市地域福祉計画等策定委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	所属	備考
岡田 忠克	関西大学教授	学識経験者
西井 覚	市議会代表（～令和7年10月31日）	市議会代表
谷原 一安	市議会代表（令和7年11月11日～）	市議会代表
菊江 博友	区長会代表	学識経験者
鵜山 秀人	医師会会長	保健医療関係者
堀内 久子	民生児童委員連合会会長（～令和7年11月30日）	福祉関係者
奥田 善啓	民生児童委員連合会会長（令和7年12月1日～）	福祉関係者
西尾 千恵	福祉団体代表（葛城市手をつなぐ育成会）	福祉関係者
高井 敦子	ボランティア連絡協議会会長	各種団体代表
西川 修	保育協議会会長	各種団体代表
木下 晓子	葛城市P T A協議会代表 (磐城小学校P T A会長)	各種団体代表
村井 准子	葛城市更生保護女性会会长	各種団体代表
西川 賢	社会福祉協議会事務局長	社協
久岡 政司	移動外出・生活支援 ボランティアネットワーク代表	地域代表
池田 隆	通いの場ネットワーク代表	地域代表
中村 峰香	一般公募	公募
保川 裕都美	一般公募	公募

第2期

葛城市地域福祉計画

葛城市地域福祉活動計画

発行年月：令和8年3月
発行：葛城市 保健福祉部 社会福祉課
社会福祉法人葛城市社会福祉協議会

〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地
葛城市 保健福祉部 社会福祉課 Tel 0745-44-5103 (直通)

〒639-0273 奈良県葛城市染野789番地1
社会福祉法人葛城市社会福祉協議会 Tel 0745-48-3373
